

第1回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

大六野一美君

1. 地籍図について

地籍図が現況と大きく違うところが多い。これまでの状況説明と今後の解決策を伺う。

2. 荒廃農地対策について

土建業者が一時甘藷等を作っていたが、その後の状況等と今後の対策を伺う。

3. 職員の対応にくすぶる不満について

職員の対応が悪かったとの声を聞く。市民サービスの基本はいかにあるべきと考えるか。

4. 指定管理者について

指定管理者に関しての基本的考え、納付金と一般納税金の違いを問う。

5. 市来一般廃棄物利用エネルギーセンターについて

法的には裁判という形で結論が出た。道義的責任はどの声に対しどのように考えているか。また、これまでの費用について再度伺う。

中村敏彦君

1. 市道整備について

(1) 避難道路の整備方針で計画されている路線を伺う。

(2) 袴田地区の市道整備計画について伺う。

2. 学校耐震化について

(1) 平成25年3月で84.6%の進捗率。残り6校で10棟。平成25年度計画の2棟を含めて進捗率は。

(2) 平成28年度100%達成は可能か。

3. 川内原発1・2号機の再稼働について

(1) 県知事の「6月判断」についての市長見解を伺う。

(2) 6割が再稼働反対という県民意思を尊重すべきと考えるがどうか。

西別府 治君

1. 総合体育館の管理方法について

(1) 総合体育館の活用状況について伺う。

・現在の利用実績と今後の状況について

(2) 今後の管理体制について伺う。

・指定管理者の導入について、通常の維持管理や市民活用促進と危機管理体制に加え、旅行代理店やメディア等へ情報発信の強化ができる複数社（JV）による管理体制ができないか。

2. 神村学園前駅周辺まちづくり計画について

(1) 駐輪場の設置について伺う。

・障がい者の通行に支障があるのではないか。

・交流人口の拡大に必要なのではないか。

(2) 駅入口表示板設置について伺う。

・信号機に併設した設置はできないか

東 育代君

1. 学童保育（放課後児童クラブ）について

子ども・子育て支援法と児童福祉法の改正に伴い、2015年4月から実施される新制度によると、学童保育は市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられた。市内にある既存の学童クラブとの調整や新たな課題が生じてくると思われる。新制度移行に伴う本市の学童保育について伺う。

(1) 市内にある学童保育（放課後児童クラブ）の現状について伺う。

(2) 支援事業となった場合の運営主体について伺う。

2. 療育事業について

昨年11月27日に、療育事業への対応の遅れと他市町村との格差を指摘した要望書が、療育園父母の会から提出された。本市の療育事業について伺う。

(1) 療育に必要な環境整備について市の現状を伺う。

(2) 療育園父母の会から提出された要望書の対応について伺う。

(3) 今後の療育事業について市の考え方を伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第2号（3月4日）（火曜）

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消	防	長	深山龍朗君																				
副	市	長	石田信一君	福	祉	課	長	東浩二君																		
教	育	長	有村孝君	土	木	課	長	平石英明君																		
総	務	課	長	前屋謙三君	水	産	商	工	観	光	課	長	中	村	昭一郎君											
政	策	課	長	田中和幸君	農	政	課	長	満	藺	健	士	郎	君												
財	政	課	長	中屋謙治君	市	民	ス	ポ	ー	ツ	課	長	中	村	安	弘	君									
教	委	総	務	課	長	臼	井	喜	宣	君	ま	ち	づ	く	り	防	災	課	長	久	木	野	親	志	君	
市	来	支	所	長	吉	田	裕	史	君																	

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、大六野一美議員の発言を許します。

[6番大六野一美君登壇]

○6番（大六野一美君） 皆さん、おはようございます。私は、市民の多くの声を背景に通告をいたしました5件について、市長に御見解をお伺いをいたします。多岐にわたる質問ですので、簡素で明確な回答を求めるものであります。

1件目は、地籍図についてであります。

測量すると現況と大きく差異が生ずることは周知の事実でありますけれども、普通、測量の必要のないときは何の問題も発生しません。いざ測量すると、現況との差異が生じます。そんな経験が身近で何回もあったことを記憶しております。ましてや、生活道路でのトラブルも発生をし、困っておられる生活者のことを思うとき、何らかの手だてと解決方法はないものかとお伺いをいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

大六野一美議員の御質問にお答えをいたします。

地籍図は、国土調査法に基づいて昭和38年度から市内全域を対象に実施された地籍調査の成果として、市で管理しているもので、法務局にも同じものが備えつけております。これは法的手続を踏んでおり、地籍調査後における個人間の境界確定等の問題は、それぞれの土地所有者の話し合いで解決していただいております。

ただし、地方税法の規定により、登記されている事項が事実と相違するため、課税上支障があると認

められる場合、市町村長は法務局に対して、その修正を申し出ることができることから、これまでも地籍の錯誤など地籍調査の誤りが認められた場合には、関係機関と協議しながら適正に対応しているところであります。

○6番（大六野一美君） 市長、測れば必ず違うんですね。道路をつくるとか、あるいは公共で何かしようとして測量すれば必ず違う。

身近では、私の近くの土地も、昔の石垣はしっかり積んであるのに、はかればここだという、1メートル40ぐらい違うんですよ。田畑については、それは今市長の答弁があったように、当然のことながら個人間のお互いの話し合いで解決せないかんでしようけれども、やっぱあえて道路となってくると、そこには住民で解決できない問題があるから、行政としてしっかりと対応すべきだということを私は言いたいです。

まして今、冠岳の小堀地区では、従来道路として使用されてあったところに、大きな石ころを積んで通れなくなっておる。市の職員の皆さん方が見られたか見られんかわかりませんが、あの状態で果たしていいものかどうか。ましてや、その道路を使って、かつて家が何軒もつくられた経緯がある。その経緯を踏まえますと、やっぱり今個々で解決できないから、今あの状態なんです。

かつては里道だったでしょうけれども、今や2メートル少々、何十年前から共通の道路として使われておるこれが、いろんな人と人との感情で、大きな石ころを積んで車が通れないんですね。歩いてはもちろん通れますけれども。

こういう状況を行政として何らかの形でやっぱり解決してやらんと、市民の皆さん方が困っておられることに背を向けておられるような気がしてどうにもならんのです。ただ、そういうことを行政として何か解決する方法はないんですかと、市民の皆さん方は困っていらっしゃいますよということで、今回の一般質問であります。もう少し突っ込んで、市長、市民のためにと称して、しっかりと解決をしていただきたいと私は思います。

先ほどありましたように、田畑の問題は、それぞ

れのお互いが話し合いをして境を決めていく。これは重々承知をしておりますけれども、少なくとも公共としての道路ですから、行政として何らかの対応をしてください。

○市長（田畑誠一君） 住民の皆さん方が、生活を営んでおられるこの毎日の状況の中、しかも現代はまさに車社会であります。これはもう早くからそうでありますけれども。そういう中であって、住民の皆さんの中で、その道路が狭隘で非常に困っているという状況は、これは本当に大変な問題であって、おっしゃるとおり解決をしなければならないというふうに思います。

ただ、今御質問のこの箇所についての対応というのは、これまでもいろんな経緯があるようです。したがって、やっぱりまずは当事者間での話し合いというのを考えていただきたいというふうに考えております。

○6番（大六野一美君） 市長、基本的には当事者間でしよう。かつて里道は1メートル前後でしたね。それがどういうわけか、今は既に2メートル何十、コンクリートを舗装して何十年も道路として使われてきたんですね。だから、そこを郷とする人たちが非常に困っておるとい、市長はあの現状を見られましたか。それはやっぱり、決して外観的にも品のいい状態ではないですよ。昔使われた道路の3分の2ぐらいのところ七、八個石を置いてありますけれども、ああすることで誰が得をするんですか。

それは個々いろいろあるでしょう。ボタンのかけ違いがあって、今の現実があるんでしょうけれども、あくまでも公道としての道路だから、行政が入ってちゃんと整備をしてください。そうしないと、解決できるようだったら、ここで質問していませんよ。できない状況があるから、あえて行政で、何とか中に入って解決してくれませんか。ましてや、かつて市長の部下だった人ですがね。だから、そういういろんな過去の経緯も踏まえながら、市長のほうで話をすれば、何とか解決する道筋はあるであろうと思いつつ、市長にこういうお願いをしているんですよ。

私個人のことだったら言いません。そこを通る、

朝夕、生活道路として使われている人たちがおるこの現実をしっかり把握していただいて、市長の今の答弁のように逃げるんじゃないで、やっぱり市民のためにと称して、前向きに解決をしていただきたいという思いで、私は市長をお願いしているんです。

○市長（田畑誠一君） 何も逃げているんじゃないんです。逃げているんじゃないんです。

ただ、今大六野議員がおっしゃる気持ちはよくわかります。朝晩、かつて通れたのに通れんようになったというわけですから、よくわかります、何とかしてくれよと。そして、当事者間で話し合いをしても、いろんな思いがあられるんでしょう。なかなか、ボタンのかけ違いと今おっしゃいましたが、まさにそうだと思います。

そういったことで、解決をなかなかしていないわけでありまして、何と言いましても、言われますように、あそこはかつて私も現場を見に行っています。かつての赤線だと思います、里道ですかね。ということは、やはり公の道路でもありますから、まずはさっき言いましたように、当事者の間に胸襟を開いて、お互い言うべきことは言って、譲るところは譲ってせんと、人間社会は成り立たんわけですよ。

だから、そういった面で当事者間で協議をしていただく、その上で、やはり何と言いましても赤線イコール公道ですから、市も何らかの形で解決の方策を一緒になって考えるべきだとは考えております。まずはしかし、当事者間で話し合いをしてもらいたいということでもあります。

○6番（大六野一美君） 逃げてという表現は若干意に沿わなかったようではありますが、一歩二歩、もう少し行政が踏み込んで、この問題は解決していただきたいと思います。

本人たちが胸襟を開いて話し合いができる状況であれば、ここ何年もこういう状態は続いていませんし、もはや行政が立ち入る時期だと思うから、あえてこうして質問をしておるんです、市長。

かつて市長の部下であった人が対象者でもありますので、そういう意味では、もう少し市長が胸襟を開いて、向こうの胸襟を開かせてうまくいくような

解決方法を見出してくださいよ。それが、市民のためだというふうに思いますよ。そういう方向で努力をしていただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申しあげましたとおり、住民生活をしていく上で朝晩非常に困っておられるわけですね。ただ、それには、いろんな今までの当事者間の思い違いがあったようでありますので、さっき申しあげましたように、まずは当事者間でいろいろ協議をしてもらう。そして、やっぱり何と言っても、赤線というのは、かつての里道というのは公道でもありますから、何らかの形で糸口がつかめんものか、市も努力をしてみたい。

○6番（大六野一美君） 当事者間で当事者間でということですが、当事者間で解決ができないから、行政として二歩前へ進んで対応していただきたい。必ず解決をしていただくように強く希望をして、この件については終わりたいと思います。

次に、荒廃農地対策についてでありますけれども、荒廃地が広がる一方の田畑に、雇用対策と称して土建業者が甘藷等を栽培され、一時的にでも大きく改善をされました。しかしながら、採算がとれないという理由や、今はやりのアベノミクス効果とやらで、本業の建設業が多忙とのことで、栽培規模の縮小や撤退が続いております。

幸いにして、本市については、農業に未来を託した6名の新規就農者が誕生し、明るい農業の未来があることを信じる1人です。同じく農業をする者として、側面的に応援できることはないのかと思いをもちながら、青年たちと接しております。青年たちの目は輝いております。この状況が続く限り、荒廃地の対策の一助にはなるといってもいいと思いますが、そういう理解でいいと市長はお思いでしょうか。

私は、この彼らが農地跡地を借りるというときに立ち会いをいたしました。それは、今年の12月いっぱいまで撤退をするということで今年の1月1日から彼らが土地を1町ちょっとでしょうか、芋之原のところに農地を借りて、その整備に当たっております。私は、堆肥を運んでほしいという要請を受けて、行ってみますと、黒いマルチのビニールがあっちこっ

ちと散乱をして、彼らはそれを集めて焼いていました。だから、私は、草木はいいけれどビニールは焼くなど、それは産廃だということでやめさせましたけれど、既に8割以上焼いていました。

すぐ農政課にも連絡をとって、来て見ていただきましたけれども、やっぱり一時的な荒廃地対策にはなつたにしても、立つ鳥跡を濁さず、ちゃんとして返さんといかんのじゃないかという強い思いを持って、農政課にも言いましたけれども、農政課は気兼ねをしながら後々言ったのでしょ、順次片づけは終わりましたという、青年たちから連絡を受けました。

それではいけない。私は返却をするときは、それまでにちゃんとした整理の仕方をして、そして引き継ぐなら引き継ぐということでなければ、後借りた者に整理をさせるような業者であつてはいかんというふうな思いを持っての質問であります。

確かに、一時的には草やぶだったのが、重機をもって整備をされたこの事実は認めながら、やっぱり少なくとも、本市の一般入札に加わるような業者であるとすれば、ここらとの整合性を市長お聞かせください。

○市長（田畑誠一君） 荒廃農地の対策についてあります。

御指摘の場所は、平成21年度に国の耕作放棄地の解消に要する費用を検討するための実践モデル事業を利用して整地をしたものであります。農地の整備後に土木業者が借り受けて、甘藷を栽培しておりましたが、御指摘のような状況でありましたので、訪問して、整地してすぐ耕作できる状態にするように指導をいたしましたところであります。順次、整備が進んでおるところであります。

今後につきましては、経営の規模拡大を進め、葉物類を中心に作付予定である若い新規就農者に貸し出すこととなっております。市内全域の荒廃農地対策につきましては、農業委員と連携をし、市内全域の農地を農地パトロールしていただいて、耕作放棄地を把握し、農業委員会だよりや文書等で農地が遊休化しないように適正な管理を指導するとともに、農地利用推進委員による相談活動などを行っている

ところであります。

○6番（大六野一美君） 市長ね、経緯はわかっておるんですよ。経緯はわかっていますけれども、本市の入札に加入するような業者がやっぱりぴしゃっとせないかんのじゃないかと、そういう業者が入札したときに、こういう状態ですと支障はないのかという思いをしながらの質問なんです。

これが、前任者が個人であれば、いろいろまた考え方も違うんでありましようけれども、行政としてやっぱりそういうところは厳しくしっかりと線引きをすべきだというふうに私は思っている質問であります。

だから、幸いにして、若いあしたの明るい農村を夢見る人たちがその跡地を借りて、一生懸命農業をしようと思気込んでおるそのときに、その意志をへし折るような渡し方であってはいけない。むしろ、きれいにして、頑張れよという気持ちでバトンタッチするぐらいの配慮があってほしいという思いであります。

しかし、私が行ったときのあの惨状は、見るにむなしいものでした。黒いマルチのビニールが散乱をし、腐りかけたサツマイモはあっちこっち、それを彼らが2人でせっせと何時間もかかって整備しております。あの姿を恐らく農政課も見ていないんでありましようけれども、私が見たときに、これではいかんということで農政課に来ていただいて、そして現状を見ていただきました。「これでいいのか」という私の問いに、「いや、これではいけません」。なぜ、12月で撤退をするのに、12月までで整備をしていないんだよと。

だから、やっぱりいろんな解消策に一時的になつたにしても、そこらの整備もちゃんとして渡さんといけないという思いを持ちながらの質問であります。

○市長（田畑誠一君） 大六野議員がさっきお述べになられましたとおり、遊休地を耕して解消のために努力をしたというのはそれは認めていますというお話でありました。この業者はそのとおり、増加しつつある耕作放棄地の解消に寄与すべく、焼酎甘藷の作付で農業に参入され、それなりの実績を残されました。

しかしながら、近年公共事業の増加などに伴い、人手不足などになり、農地の管理が不十分な状態になっていたようであります。

しかし、大六野議員が言われるように、理由がどうであれ、借りたものはちゃんとしてお返しするのが筋だと私も思います。そういったことで、適正な状態ではありませんでしたので、速やかに整地をして、耕作できる状態にするよう注意、指導をして、現在その整地がなされているという状況であります。

○6番（大六野一美君） とにかく、前任者から若い人たちにバトンがまかりなりにも渡されましたので、これからその若い人たちがしっかりと農業ができるような投資をしながら、私も一農業人として、ともにスクラムを組んで前に進んでいきたいというふうに思っていますので、行政のほうとしても、いろいろ諸問題があったときは速やかな対応をお願いをして、この項目についての質問を終わります。

3番目の、職員の対応にくずぶる不満。

職員の対応が非常に悪いとの声を聞くのは、私だけでしょうか。そういう疑問を持ちながらの質問であります。なぜなら、誰も触れることのない聖域のような気がしてならないからであります。

行政の最大のサービスは何だと市長はお考えですか。私は、来庁された方々に対するまずは声かけであろうと。先ほどの件でも触れましたけれども、その声かけが一步おくれることで、来庁された方は非常に不快な思いをして帰られているんですね。私も4年ぶりに庁舎に行きまして、非常に大きな違和感を感じました。だから、そういうこと等を含めて、しっかりと対応をするのが職員の最大のサービスだと思っていますが、市長、どういう御見解でしょうか。

○市長（田畑誠一君） 各部署に「市民感覚、挑戦、プロ意識」といった職員の基本姿勢を掲げて、職員の意識づけに努力をしているところであります。

しかしながら、職員の対応に対し、市民の皆様にくずぶる不満が存在することは、公務員としてのサービスの根本である「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」

というサービスの原則に立って、市民の皆様のために奉仕の精神を持って、多くの職員が努力していると私は信じておりますが、市民の皆様には不快な思いをさせている職員がいるとするならば、それは原点の自覚が欠如しているからであり、私の指導力不足で、私に全ての責任があります。まことに申しわけなく深くおわびを申し上げます。

私は、公務員という立場をいただいていることは、みずからの努力の成果であり、誇りでもあります。最も肝要で具備すべきことは、毎日の勤務そのものであります。市民の皆様と今の幸せを享受し、悩み、悲しみ、苦しみの打開の先頭に立つことができ、しかも、本市の確かな未来の展望のために、企画立案に携わらせていただくことは、まさに欣快この上なし。公務員冥利に尽きると感謝すべきであります。そういう姿勢で仕事をすべきであります。業務を通して市民の血税の運用を任されていますことは、市民以上に民間感覚を持って職務に専念することを旨として、市民の息遣いがわかる、市民の声が聞こえる職員、市民のまなざしで笑顔を配り、挨拶配りをする職員、市民とともに作り、経営することができる職員と、日々心すべきであります。

「ぞうさん」を初め、多くの童謡で全国民に、とりわけ子供たちに愛され親しまれて一世極まり、つい先日、104歳の立派な生涯を閉じられたまどみちおさんは、まさに大六野議員が言われたとおり、「息をすることの次に大事なのは言葉であります」とおっしゃっておられます。私は、偉大な詩人に大変おこがましいですが、その言葉は、市民に感謝し、市民の立場になって、市民を癒さしていただく、体全身から湧き出る魂の言葉でなければいけない。そして、笑顔も一緒に添えたおもてなしがにじむ表情となるよう、今後職員を鼓舞してまいる所存であります。今後とも議員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

〇6番（大六野一美君） 確かに、至るところの廊下に「市民感覚、挑戦、プロ意識」ですか。あれを日々職員は見て、どういう感覚で捉えておるのかなという思いもしながら、職員を拝顔させていただいておるところであります。

やっぱり、あの標語だけがひとり歩きしておることではないと信じながらも、今年1月、福岡から祭事のために来られたお客さんが、市来庁舎に挨拶に行かれたそうでもあります。その対応はまさしく、もう二度とここには来ないという大激怒をされて、彼は祭事を済ませ、福岡に帰られました。昼間の交流人口や観光を声高々に呼びかけるそのすき間にあって、こういう対応の悪い職員がおると、少なくとも多くの人に影響を及ぼすことは言うまでもありません。

先ほども言いましたけれども、職員の本来のサービスは、私は、高齢者に対して「いらっしゃい。どういう御用件ですか」、知った人には、「ないごっな」。この心のこもった声かけが一番大事だというふうに思っておりますし、そうすることで、来庁された方々の思いと、仕事は8割はそこで終わるんだというふうに思っています。

大変私ごとで申しわけありませんけれども、私も二十数年前に初めてこの庁舎に来ました。家庭の事情で子供の子育てから、仕事から、あるいは痴呆の入院した母を見ておるときに、1人で対応できなくて相談に来て、庁舎に五、六歩入ったときであります。後ろから声をかけてくれた、当時福祉の課長補佐であった福永さんでありました。「ないごっな、まあ、こっち来んけ」ということで、いろいろ話を聞いて、実は、こうして母の痴呆が進んでどうにもならんと、私の家庭的な事情を知っちゃった彼は、「なら、こうすればいいが」「ああすればいいが」と優しく手ほどきをしてくれて、書類を作成をして、1カ月半ほどかかりましたけれども、母を入所させることができました。

そのことは今でも鮮明に覚えております。それが、職員のとるべき態度であるし、そうすべきだというふうに私は思っています。名もない私でしたけれども、彼はそういう親切な対応をしてくれました。ああ、こういう職員もおるんだという思いを持ちながらの今日までです。

だから、そういう人たちを数多くつくっていく、これがとりわけトップの仕事であろうと思いますし、とりわけこういう、ここの内部的な話というのは、副市長、あなたの守備範囲だと私は思うんです。あ

なたも三十数年、市の職員として、それから副市長という立場ですけれども、角度を変えて、形を変えて、やっぱりこういう問題が出てこないように目配り、気配り、ちゃんとしていくのがあなたの守備範囲だというふうには私は思っています。だから、こういう内部的な問題が出てこないような詳細な点について、やっぱり注意を払っていかないかんという思いをしながらの質問です。

確かに、それは非常に優秀でえりすぐられた人たちですから、それなりの能力もあるんでしょうが、市民の目線から見たときの市の職員というのはいかなものかという思いであります。そういう二、三の常識を逸脱するような対応をした職員のために、大きく市のイメージも、あるいは来庁された方たちに対しての不愉快な思いをさせて帰ってもらわなきゃいかんと。そういう思いをしながら質問しております。

それで市長、私はたまに冠岳の温泉に行きますけれどね、あそこの番台の人たちの声かけ、呼びかけというんですか、「いらっしやいませ」、「ごゆっくりお入りください」、帰るときは「ありがとうございます」「またのお越しをお待ちしております」。あの響きのよさに家内と2人、「風呂どこ行こうか」「なら冠岳行くか」という思いをしながら。市長は冠岳温泉に行かれたことはありますか。冠岳温泉の宣伝は請け負っておりませんかけれども、少なくとも私の中では、あの響きは非常に不快になる人はいないという思いを持っています。

○市長（田畑誠一君） 私は、散髪屋に行きまして、「冠岳温泉に行ってきた」と言いました。ところが、その散髪屋の主人が間髪入れずに「挨拶がよかつちやつちなあ」と、「対応がわっぜよかつちやつちなあ」と、「あしたも行こかいという気になつち、お客さんが言うぞ」とこう言いました。まさにそのとおりであります。私も伺いましたが、本当にそういう気持ちになる。癒されます。すばらしいな、見習うべきだと思います。

さて、本県の農業、林業、水産業の飛躍的な発展のために、商工業を初めとする産業の推進、観光立県としての経済効果が横溢する未来へ、そして、交

流を通した文化の躍動と、あしたの希望として待望されて久しかった新幹線全線開通は、本県のあらゆる分野に多大なる効果を生み出し、県民の皆様の将来に夢を大きく膨らませてくれています。その恩恵を最大に享受しているのは鹿児島市であります。地方では指宿市が喜びに浸っています。

この現象は、JR九州の指宿のたまたま箱号に代表されるように、JR九州の企画に負うところが大きなものがあると思いますが、指宿観光が好調を保ち続けている原動力は、何と言いましても指宿市民挙げての取り組みであって、列車に心からなる歓迎の気持ちを込めて手や旗を振る、市民一丸となったおもてなしがあるからだとは私は思っています。指宿市の観光の賑わいはまさに市民相乗の輪、この姿こそ、市民力が観光を、そして指宿市を支えていると思います。

先ほど、偉大な詩人のまどみちお先生のお話をさせていただきました。また、いみじくも大六野議員のほうから、大切なのは言葉、声かけじゃないかという御示唆をいただきました。言われましたとおり、私もさっき申し上げましたとおり、大変おこがましいですけれども、その言葉は、市民に感謝をし、市民の立場に立って、市民を癒させていただける全身全霊から湧き出る魂の言葉、笑顔も一緒に添えたおもてなしがにじむ表情となるように、職員を叱咤激励してまいりたいと思っております。

先ほど、冒頭に申し上げました指宿市民の皆さんの心温まる全身全霊を込めたおもてなしの心と行動は、しっかり私たち見習っていくべきだと心してまいりたいと考えております。

○6番（大六野一美君） こういう話を何人かの課長にしますと、以前よりもよくなっているでしょうという答えでありますね。以前よりとは、やっぱり対民間人の中で、先ほども言いましたように、たかが温泉、たかが風呂ですけれども、ああいう気持ちのいい声かけで対応してくれる、今市長が言われましたように、「また風呂行っときの冠岳行こかい」。温泉の泉質が云々という以前に、やっぱり対応の仕方であろうと。昨年、「お・も・て・な・し」というのが流行語になりましたけれども、まさしく人が

人と接する中で気持ちを持ってやっぱり対応していくということだろうというふうに私は思います。

かつて経営再建に陥った城山観光ホテルの社長が先日の新聞に掲載をされておりましたね。ハードや料理だけではない、人と人とのもてなしが最大の要因なんだということを言われておりました。私は、このことは何にでも相通ずる精神だろうというふうに思います。

役所も1回行ったら、気分が悪かったでもう行かんというようなことにならないような、やっぱり副市長を中心にしっかりと指導をしていただきたい。みんな我がことじゃなかと思うんですね。市の職員はこういうことを言っても、俺のことではないって。その認識から脱却をして、しっかりと年寄りや来庁される方々に対応できる素地をつくっていただきたい。もともと選ばれし職員ですから、それなりの能力を持っておられるわけですからね。だから、それに上積みして、そういう優しい対応ができれば、市長、もうこれからこういうことを二度と言わないような職員に育てていってほしいという思いであります。

同時に、私は以前、民間に研修に出したらどうかということも主張いたしました。それは、こういうことを想定してのことです。やっぱり選ばれし試験をくぐって入ると、その後、悪さをしなければずっと定年までおれる。このことにやっぱり危機感を持っておるのかなという思いですよ。そういった意味では、民間と交流をさせながら、新しい意識を植えつけることもまた、行政マンとして大きくなるための手段ではなかろうかなという思いも持っていますので、そういうことをまぜ合わせながら、しっかりと教育をしていっていただきたいと思います。

市長、私も今まで政治家と称する人たちと接する機会がありましたけれども、人間として市長ほど人のよさを感じずる政治家にまだ会ったことはありません。その優しさが、職員に対するやっぱり優しさなのかなという思いもせんでもないです。もっと心を鬼にするときは鬼にして、褒めるときは褒めて、そして、柔軟に使い分けながら、しっかりと市民のためになるような方向で育てていってほしいとい

う思いであります。

民間への研修、あるいは交流はなかなか前に進みようもありませんが、そういう意味では冠岳の温泉のあの心根を職員の人たちにも伝えて、来庁される方々にしっかりと対応ができるようにしていくのが職員だと思うし、してほしいとは言いませんが、するのが当たり前だという思いで今、市長、質問をしているので、そのことについて回答をお願いします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、職員になったからには、これは宣誓書の中でも「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」、これがサービスの原則であります。

私は、たまたまこの「お・も・て・な・し」という言葉が今年の流行語になって、まさにそのとおりですけど、実は三、四年前に、水産商工課をおもてなし課にしようかと言ったことが私にはあります。幹部職員と協議をしたんですけど、あまりとっぴなということであって、今にしてみれば踏み切れればよかったと思いますが、提案をしたんですけど、そういった意見もありましたので、そのときは実は差し控えたわけでありましてけれども。

私は市民の皆さんに、さっき申し上げましたとおり、市民の職員として、職員をさせていただいているということは、市民の皆さんと喜びを享受できる、喜んでいただけるような仕事をさせてもらえる。苦しいとか、悲しいときとか、つらいときやりに、先頭に立って問題の解決に当たる立場をいただける。その上で、しかも、本市の今の市民の皆さんの幸せ、将来の展望を描ける仕事をさせてもらうということは、これはすばらしい幸運だと私は思っています。幸運に恵まれていると思っております。だから、いつも、つらい立場にある、そういった市民の皆さんの問題解決に当たらせてもらえることに感謝をしようじゃないかと、そういう機会をいただいたんだからと。誰でももらえるものじゃないんです、そういう機会。そういった思いで前へ進もうよと、いつも話しております。

仕事の成果、市民へのサービスというのは、これ

は無限であります。そう心がけるべきであります。それが当然です。その成果というのは、やはり一番大事なのは、能力に情熱ともの考え方を掛け合わせたことが仕事の成果だと私は思っています。したがって、少々能力があったとしても、情熱に欠けたり、考え方の方向が間違ってしまったら、零点に近いわけでありまして。私はそう思います。

これからも、今御示唆いただきましたことを旨としながら、しっかり職員の指導に当たってまいりたいと思いますので、折に触れ、御指導をまたお願いをいたしたいと思っております。

○6番（大六野一美君） 市長の優しさが、言葉の端々で受け取れますけれども、先ほど言いましたけど、副市長が心を鬼にして、こういうことが二度とないようにしっかりと職員の指導をやっていただきたい。

2月24日の県短の入試に出題ミスがあったということが載っていましたが、今年もまたあったと、同じことなんです。やっぱり頭のいい人たちがつくったことも、2年続けて間違っていました。そういうことがないように、副市長、意を新たに、しっかりと指導していただきたいと思っております。後がありますので、この件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、指定管理者についてであります。

指定管理者に関する基本的な考え方は。また、納付金と一般納税金の違いをお示してください。全協で配付をされた国民宿舎等の経営的な数字を見ると、平成25年度だけの問題ではないことは一目瞭然であります。平成24年度の納付金の減額をし、ましてや、平成25年末までと延長し、それがこのありさまであります。

平成26年度以降、引き続き指定管理者に指定することは、3万市民の福利厚生の方からしても適当でないと思っております。市民目線からすると、納付金も一般納税金も一緒の感覚でありますことを申し添えて、市長の所見をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 指定管理者制度についてあります。指定管理者は、管理委託制度が地方自治法を根拠とする管理制限の委任の方式へと変更され

たもので、指定という行政行為に基づくものであります。別途に契約を結ぶ必要はありませんが、納付金の額、支払方法、管理・運営に当たっての詳細な事項について協定を結んでおります。納付金制度の施設で指定管理者を公募する場合、市が利用料金及び管理運営に必要とする費用から納付金基準額を算定して提示し、事業者から事業計画及び収支計画に伴う金額を納付金額として提案を受けますが、事業者選定は総合的に判断をしており、提案された納付金額は選定基準の一要素と捉えております。

税金と納付金の違いについてであります。税金は行政庁の処分として、国や地方公共団体が各税関係の法令に基づき賦課する公債権であります。減免については、原則として法令等に基づき、申請、審査の上、認められる場合に限られます。これに対し、指定管理者に伴う納付金は、両当事者の合意に基づいて発生する私債権であります。このようなことから、税金と納付金では、その性質が異なるものであります。

提案された納付金は、お互いの信頼の上で当然に納付されるべきものであります。指定後の特別な事情により、公募時に算出した納付金基準額が適正を欠くことになったと認められるときは、指定管理者と協議の上、変更できるものでもあります。好ましいことではありません。

○6番（大六野一美君） 当然、今、市長の説明は私個人は理解をしております。ただ、一般市民の感覚で、目線を見たときに、どういう説明をすればいいんだと。一般の人たちは同じ感覚で見ているんですね。だから、平成24年度も払えずに、減額をし、ジャンプをし、そして25年度分も今こういう状況。引き続き指定管理者に指定しようとするその心根が私にはわからない。

少なくとも、自分でつくった会社であれば、それなりの思いを持ちながらしていくんです。あるものに腰を差し込んで、そして、みんなそれぞれ資金の借入れやら何やらしながら生活をし、会社を経営しとる人たちが結構おるんですよ。だってまだ、国民宿舎も1億7,000万円ぐらいの起債が残っていますし、市来のあるだけでも数千万円だったと思っております。

両方で2,400か2,500万円ぐらい残っていますよね。もし、個人でそれをしたとすればですよ。だから、その起債に見合う分のということで2,000万円という額を提示をされたんでありましょうが、それでいいからさせてくださいということでしたわけでしょう。あそこだけ電気代が上がったわけじゃないですがね。みんな上がりましたがね。福島の震災があそこだけ影響があったわけじゃないですがね。みんな同様に、平等に影響は出てきています。それでも、やっぱり納税者は粛々と自分の経営を見直しながら、立て直しながら頑張っておられる。

自分の報酬や子供の報酬はそのままとって、ましてや、別なところも買って、そして経営がうまく行きません。また、引き続きさせてください。この話のどこに整合性がとれると言うんでしょう。市民にどういう説明ができると言うんでしょう。私はあんまりこう言いたくはありませんけれども、市長、やっぱり市民感覚からしたときには、ほど遠くかけ離れていますよ。だって、1年の問題じゃないんですもん。26年度分をどうするかという問題じゃないですがね。過去の累積を引きずりながら、そして、できない人にまたさせようとしている。このことが、私はまず理解ができない。

私ははっきり言って、彼は経営者だとは思っていない。経営者ならまず、我がむかそねに刃を打ち込んで、歯を食いしばって努力をして。もらうものももらって、払うものは払わないで、またさせてください、これで次に指定管理したときによくなるはずがない。

国民宿舎は市民の福利厚生を含めた施設だというふうに思っていますけれど、ただ単に利益だけを追求する施設じゃないということも思っています。しかし、先ほど言いましたように、まだこれだけの起債があつて、返還もある、全然改善もされない、なのにまた引き続きというところに。私は非常に理解できない思いであります。

さきの全協でも、一旦市が引き取ってという声やら、あるいは、すべきことをして、再度指定管理に出せばという声やらいろいろあるじゃないですか。額の大小よりも、引き続きさせようというところに、

過去5年間やってこの結果ですよ。社会的な条件だけで整理しようとするれば、みんなその方向で逃げていきます。そのほうが楽ですから。我がでつかったものを活用していけば、市長、そんな悠長なことは言うておられませんよ。そういう市民の声が多いですけれども、その点を踏まえて市長、しっかりと明確に答弁をいただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 納付金は、指定管理者をお受けになる際に、お互いに取り決めをした約束事があります。したがって、納付金というのは、市の予算において歳入として組み入れております。そういう感覚からみますと、まさにこれは一般財源に入るわけでありますから、市民の皆さんからごらんになられたら、これはやはり税金と等しいというお考えに立たれるのはごもっともだと、私も理解をします。

ただ、さっき申し上げましたとおり、公債権と私債権という違いがあつて、私債権の場合は最初指定管理者の締結をしたとき、協約を結んだときに、適正を欠いた状況になった場合には、好ましいことではないけれど、管理者と協議の上変更することもできるということでもまたあるわけであります。その辺は一つ御理解をいただきたいと思います。

具体的な話をなさっておりますのでお答えいたしますが、指定管理者は平成20年度から吹上浜荘と温泉センターを、平成23年度からはさのさ荘を指定管理者として運営してまいりました。しかしながら、御承知のとおり、リーマン・ショックや天災による社会情勢の変動により赤字経営を強いられ、現在の納付金制度のもとでは経営を続けることが困難であるとの申し出がありました。

私としましては、想定外の天災による社会情勢、経済状況は考慮に値するものであり、指定管理者が現在まで最大限の努力をされ、また市内の他施設の誘客にも尽力されるなど、さらに市内団体の役員として地域活性化や各団体間の調整に努力されていることや、この施設は観光交流の拠点施設であり、大六野議員も言われましたとおり、市民の憩いの場でもあります。市民生活の利便施設としても、継続をして運営していかなければならない重要な位置づけ

でもあります。現在、職員、パートを含む90人の雇用がある地場企業の育成という観点からも、運営をしてもらいたいと考えております。

提案された納付金を極端に変更することは、先ほど御指摘のとおり、私自身も思いますが、全く好ましいこととは思いません。しかし、るる申し上げましたようなことを勘案をして、苦渋の選択をしたところであります。御理解をいただきたいと思っております。

○6番（大六野一美君） 指定管理の場合は、いろいろ修理をするにしても、10万円以上は全部行政が負担です。個人経営だったら、1,000円のものから1万円のものから全部自分でするんですよ。そういう優遇された中で、経営を経営として成り立たせられなかった経営者に再度指定管理をさせようという、その気持ちが私には理解ができない。少なくとも市長、1家族じゃないんです。3万余の人たちの思いを込めて、私は市長に質問をしておるつもりです。

ただ、先ほどからありますように、状況が厳しいから26年度分は何かということであれば、額の大小は問わず、いろいろ議論する必要はあるかと思えますけれども、過去の歴史が経営者でなかったということを物語っておるじゃないですか。全く意識がありませんがね、私に言わせれば。私たちも小さいですけども、自分で農業しながら、いろいろ日々10円の金にも敏感になりながら、するところはするんですよ。だから、やっぱり人の施設だからという感覚かわかりませんが、何せ私は経営をする資格があるのか否かという、まずそこに重きを置いています。それは、過去5年間の数字を見て歴然ですがね。これ以上続けさせることは、川が大きくなるし、ひいては3万市民の福利厚生の方からも決してよくはないという思いなんです、市長。

きのう、補正やら何やらいろいろ予算書が送られてきましたけれども、見ると無残ですね。我々が認識しておった額とはまた違うんですね。そのことはそのこととしながら、成り行きがどうなるかわかりませんが、やっぱり一旦行政が引き取るという案も一つ。あるいは結婚式場ができるように改装をして、再度指定管理に出すというのも一つ。いろいろな選択肢があるということ、市長、再考す

べきですよ。このまま続けさせることは、より川が大きくなるというふうに思います。既にぬかるみにはまり込んだ状態だというふうな認識を持っておられますので、だから、こういう言い方をするんですが、それでも市長、やっぱり市長がしようとするのは、3万市民に対して説明ができますか。理解をされるとお思いですか。

それは、納付金と税金の違いはいろいろ制度上の問題でわかりますよ、私は。だけど、一般市民はわかりません。それをやっぱりしっかりと説明できるだけのものをやっていないと、議会の議決をしたじゃないかということ等で、やっぱりそういうことにならないように、しっかりと対応すべきだということをおし添えておきます。

これ以上時間ありませんので、また残りはいろいろところで質問をすることといたします。

次に、市来一般廃棄物利用エネルギーセンターについてであります。

「ごみは宝の山」と大きなアドバルーンを上げながら建設された施設が、こんなに大きく陥落するのは誰が予想したでしょう。紆余曲折の後、裁判の結果も出ました。そのことについて道義的責任はどげんなっちゃとよという市民の声があることを市長、御存じでしょう。

また、建設費及びこれまでの維持費、返還金等々の明確な数字をお示してください。

○市長（田畑誠一君） 一般廃棄物利用エネルギーセンターについてであります。

吉川教授を初め、3者の責任を迫すべく、議会の議決もいただいて、訴訟を提起しました。結果は市の主張が認められず、まことに遺憾であります。

判決の内容を見ますと、当時の関係者の責任については、裁判において、建設当初の契約書に「実証を目的とし、実用化を目指す」、すなわち研究をしながら実用化を目指すという意味でありますとした文言が入っていることなどを挙げ、旧市来町は施設の不確実性については認識を共有していたと指摘されたこと、また、旧市来町において不適切な事務処理もあったことから、関係者に一定の道義的責任はあると思っております。

しかしながら、当時は町民の皆様のためを思って、当該施設をつくられたわけでもありますし、また、議会の皆様も同意をされておられます。したがって、私としましては、当時の関係者に、結果として市に大きな損失を与えることになったことに対し、猛省を求めたいと思いますが、損害賠償など責任を問うことは困難と考えております。

なぜなら、合併によりいちき串木野市が生まれ、旧町と旧市の融和を図っていくことが新市にとって極めて大切でありますことから、こういった意味からも当時の関係者の法的責任まで追及することは適切でないと考えております。未来志向で、市の発展、市民の福祉向上を図ることが、最も重要だと考えています。

○6番（大六野一美君） 建設費もろもろ、聞くまでもなく、9月議会で日本共産党を代表して東勝巳議員が質問された中で、合計約17億円かかっているということですね。あの施設がだめだとわかるころから、道前築炉工業が無料で修理をするんだとか、あるいは海外の会社が何億で買い取って済むんだとかいう話が飛び交いました。それがまた、ある意味では混乱をさせた一因でもあったろうと思いますが、もう今はそういう話は必要ないんですか。

○市長（田畑誠一君） 大六野議員御存じのとおり、当時は最善の策を模索しながらということで、あの入札等につきましても、実は5回ほど試みしました。しかし、今言われますとおり、非常にうわさはいろいろ飛び交うんですけれども、外国に持っていくとか、期待をしていましたけれど、5回の入札に応札はございませんでした。現在ももちろんそういったことはもうありません。

○6番（大六野一美君） 行政は誰も傷つかず、傷つけず、穏便に済むほうが一番いいんでしょうけれども、17億もの資財を投じたこの現実、やっぱり市民の中にはこのギャップの大きさにまだいろいろくすぶっておる人たちがおるのも、これまた事実なんですね。その説明をどういうふうにすればいいのか。

さきの12月議会で、中里議員の質問の中に、エネルギーセンターは裁判でも一体化がなっていないかと、何で市来にだけ選挙のときのあれを出したのか

っていうことでしたけれど、そのとき市長は大変げんな顔をされました。私は逆だと思っています。それがあから、まだ本当の意味での一体感の行政といえますか、そこに何か1枚の敷居があるような気がしているんですね。

やっぱりしっかりと、今市長が言われましたように、本当に未来を見て、市来町のためになるんだと思いでつくれたわけですから、やっぱりつくった責任者としてしっかりと説明をする必要があるんじゃないかというのが市民の声なんですね。

当時、いろいろ話が合併時にありましたけれども、私どもも同僚5人とあの施設を見に行きました。そしたら、見せないと言われました。実は、市来町と合併を推進する議員団なんだということで、市来町の役場に連絡をとってもらって、そして、やむなく見せてもらえました。何十分かかりましたでしょうか。そのときに、いろいろ説明をする中で、売電のメーターを見せられて、これが売電の量ですということで、当初は目標どおりいかんでも、この程度あればいいんじゃないかという、こういう施設に無知な私たちは思いを持って市来町と合併しようじゃないかということで推進をした経緯があります。

これがまた違った形だったらどうなったんでしょうかね。しかも、重油をたいてのテストでしたね。誰が指示をしたのかわかりませんが、そういう大事なところはびしゃっと整理をして、不都合があれば不都合なんだということを整理をしながら、やっぱりしていかなと、こういう大きな欠損になっちゃうということなんですよ。

時間も残り少なくなってきましたので、この件については前、市長も何度も質問されて触れられたくない思いではあるけれども、まだまだ市民の中にそういう思いを持っている人たちが結構いるという認識だけは持ちながら、本市はこういう大きなことがないように、しっかりと市政運営をしていただきたいということをお願いをして、私の質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、中村敏彦議員の発言を許します。

[7番中村敏彦君登壇]

○7番（中村敏彦君） 通告に従い、3件について一般質問をいたします。

まず、避難道路及び市道の整備について伺います。

昨年の市長選挙で、田畑市長は「子供たちも高齢者も障害者も安心して暮らせるために」と題して、副題のところに、避難道路の確保をマニフェストに示されておりました。市道整備は通常、市道整備計画に基づいて実施されるものではありませんが、阪神淡路大震災や、このところのゲリラ豪雨、それから東日本大震災を経験する中で、災害時避難道路としての整備が課題となっておりまいました。

もちろん、市道の全てがいざというときの避難道路になるのは当然であります。津波を含む自然災害や、原発の過酷事故に備える避難道路の確保・整備は喫緊の課題であると、私自身も市長と同じ思いであります。

そこで伺います。今回、予算化されております新都心平江線や川内串木野線は、当然主要な避難道路の一つであります。市長がマニフェストに示されております避難道路の確保として、喫緊に整備が必要と考えておられる路線名とその理由について、市長の見解を伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中村敏彦議員の御質問にお答えいたします。

災害時に避難する場合は、既存の道路を利用することとなります。したがって、全ての道路が避難道路であり、市といたしましては、これまで年次的に市道整備を行ってきております。

平成26年度における主な市道整備としまして、先ほど例に中村議員がお挙げになりましたが、別府上名線の国道3号との交差点部周辺の改良及び市街地として平江地区を結ぶ橋梁計画、都心平江線の業務委託に着手するほか、海瀬坂下線の海瀬橋、松比良線等の改良工事を継続してまいります。

その他としまして、道路改良工事を6路線、道路改良特別事業の市街地維持工事が14路線、橋梁の長寿命化改修事業15カ区所などを予定しております。また、業務委託としまして、寺迫観音ヶ池線を初め、4路線を計画をしているところであります。

○7番（中村敏彦君） 今、市長から答弁ありましたが、今回相当数の予算が計上されております。事業も計画されておりますが、実は私、昨年6月議会において運動公園へのアクセス整備という形で、伊倉ヶ迫線を取り上げました。その後、当然選挙がございまして、市民の方々から改めて、この伊倉ヶ迫線の早急な整備対策を求める意見をいただきました。

その理由は、一つは6月議会で言いましたように、総合体育館やパークゴルフ場への車の乗り入れが相当数増えているということ、私もたまにあそこを歩くんですけど、そのとおりだと思います。

加えて、避難道路としての整備を求める声が本当に大きいとお聞きしました。当然今、まち協のほうでもアンケートをとられているみたいですが、その中にも当然出てきているふうに聞いております。御存じのように、照島地区から東へ移動する際、今、市長が言われた別府・上名線、それから六反田線等々ありますが、大きいと言えればそれぐらいでしょうけれど、この2本はいずれも国道3号線が起点となっていて、もし何かあったときに3号線を経由して東に免れるというか、そういうことがありまして、避難場所、総合体育館へ向かう経路として、この伊倉ヶ迫線は極めて重要な路線だと思うんです。

そういう意味からも、例えば本浦地区の南側の方々や、緑町、島平の方々から、直接東へ抜けられる道路として、さのさ道路から須納瀬信号を経て伊倉ヶ迫線、この整備を何としても急いでいただきたいという声はかなり多かったので、この件について、たしか6月議会のときは長期的に検討すると、先ほど言われた海瀬・坂下線も含めてという答弁だったと思いますので、そのことについて市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 中村議員もお述べになりましたが、私がかねがね建設事業の予算というのは、社会資本の整備の充実、市民にとって一番大事なことでありますが、そして、経済を支える雇用を守る景気対策という意味でも、普通建設事業費というのはできる限り大幅に予算化すべきだと、かねがね自分の施政としてそういう取り組みをしております。

昨年度、体育館の分だけでも12億円からあったわ

けであります、体育館やら留学生記念館やら合わせますと16億ぐらいですけれども、そういう事業は終わったんですが、16億円は済んだんですけれど、それでも今年度はさらに、たしか8.6%増の予算を御提示することができました。市民の皆さんのおかげであります。

中村議員のほうから、伊倉ヶ迫線の重要性、いかに利用されているか、改良すべきかという主張は、かねてからいただいております。したがって、この市道伊倉ヶ迫線につきましては、御承知のとおり、総合体育館、総合運動公園及びパークゴルフ場など体育施設が整いましたので、まずは総合体育館の西側入り口に当たります、勾配がきつくて見通しが非常に悪いあのカーブの部分について、早速改良工事を実施いたしました。

今後については、このような現状を鑑みますと、伊倉ヶ迫線の交通量が増加していることはもう明らかですので、国道3号線の取りつけ部を含め、伊倉ヶ迫線全体的に道路改良を実施していく方向で、積極的に検討してまいります。

○7番（中村敏彦君） 今、市長も、須納瀬信号からの伊倉ヶ迫線への入り口の問題、6月に取り上げた以降、ちょっとお聞きしましたら、あそこの段の下の部分は市の保有地だということで、できそうなことも言われていましたので、それも含めて質問したわけです。そういう意味で、とりあえず積極的に検討するということですので、ぜひ早急に整備計画に入っていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

4月24日付の南日本新聞に、これは原発関係で載ったんですが、川内原発事故の際、不測の事態で避難道路が国道に限られた場合、UPZ30キロ圏内の避難が最長43時間を要して、被曝の可能性があるという民間の調査結果が報道されました。それを見ながら、やっぱりこの避難道路の整備は大事だなという思いで読んだんですが、そのことを考慮した場合、当然縦と横のこの道路の結びつきといいますか、それがしっかりならないと、避難道路としての機能が発揮できないという思いで、実は、平成22年に袴田地区の市道整備に関する一般質問を行いました。特

にそのとき取り上げたのは、たしか市道袴田線だったと思います。当面蓋板を設置して、検討課題としたいという答弁でした。

その後、例えば昨年袴田2号線の拡幅の事業化とか、あるいは向井原線、それから須納瀬迫線等々幾つか整備をされてきております。ただ、地区の方々から、特に平成22年に私が取り上げた袴田線について、麓地区から伊倉ヶ迫線に接続するこの路線を、何とか早目に、拡幅できないまでも整備をしてほしいという声をいただきました。そういう意味で、いわゆる伊倉ヶ迫線、別府・上名線とか、それにつながる重要な路線として、袴田線の整備計画を伺います。

○市長（田畑誠一君） 袴田地区内のこの市道整備全体を捉えながらの御質問であります、市民の皆さんから強い整備要望のありました、重要な幹線道路である串木野中学校北側の市道向井原線延長230メートル、同じく幹線道路である串木野中学校南側の須納瀬迫線延長365メートルの改良工事を今年度完了いたします。袴田2号線については、生活道路155メートルを地権者の協力を得ながら拡幅して、向井原線へ取りつける工事を現在進めております。

また、袴田線につきましては、御指摘のとおり、住宅が密集しているところであり、袴田線につきましては道路幅員を確保するために、蓋板を設置して整備してまいりました。平成26年度も延長50メートルの側溝の敷設がえを計画しているところであり

○7番（中村敏彦君） 袴田線については、22年の一般質問の後すぐ、蓋板がたしか設置されて、すごく喜ばれております。

ただ、市長も御存じのように、あそこの道路はかなりでこぼこもひどくて、特に向井原線に入る部分、あと何メートルかな、あそこも側溝ももうがたがたになっていますし、そういう面では道路改良ができないかという、拡幅は家がありますので、そう簡単にはいかないのは皆さんも承知の上での多分声だと思いますが、改良事業ができないかという声があります。

それについて今、市長、蓋板の工事をすると

れましたが、全体的な長さ百七、八十メートルあるかなと思います、その改良事業についての考えがあるかないか、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 高速道路ができたことで、八房方面への近道である袴田線は、言われますとおり交通量が大変多くなっていると、これは承知をしております。

しかし、お述べになられましたとおり、袴田線は幅員が4メートルで狭いんですね。それで、民家が密集していることから、この道路の拡幅は難しいところでもあります。したがって、いかにこの道路を広く利用するかという観点に立って、蓋板の敷設がえをして、レベルを道路と一定にして、そのことで道路の拡幅につながるよう努めてまいりたいというふうに思っています。

○7番（中村敏彦君） 市長の言われたように、酔尾東団地への入居状況も、たしか空家が8ぐらいしかないと思いますが、照島地区への新築移転とか、結構戸数が増えています。それとか、麓地区の区画整理が進む中で世帯が増えたりして、結構本当に、私もちょっと朝見たんですが、交通量が増えております。そういう意味では、ぜひぜひ早目の、とりあえず蓋板敷設工事というか、そういう計画があるようですが、そういう状況を踏まえて、使いやすいというか、走りやすいというのはまた問題ですけど、事故が起こったりするので、そこら辺の実情を踏まえて計画を立てていただきたいなと思っております。

その中で、ちょっとこれは細かいことで頭に入れてほしいんですが、あそこを市道にするときに、民地を少し譲ってしているのに、びょうは確かに打ってありました、道路の上に。その分も固定資産税を払っているんじゃないかなという意見がありましたので、これは通告していませんので、後で調べて対応していただきたいなと思っております。

袴田地区においてはそのほかに、旧国道線と向井原線の交差点から麓へ、要するに麓側の100メートルですね、残り。旧国道線は結構、公民館前含めて整備されてきていて、問題は向井原線から麓に抜けるあの約100メートルぐらいが一番ネックになっているようですが、それとか、一昨年市道認定した4

号線とかがそのままになっていますので、整備が中断して。そういうところの整備も地区の人から求められていますので、それらについて、もし考えがあれば市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 旧国道線100メートルにつきましては、麓・袴田地区雨水対策事業を計画しています。これにあわせて整備をしていきたい、二度手間にならんようにというふうに考えております。

また、この袴田4号線は、本年度側溝工事を70メートル完成をしました。平成26年度には、舗装を実施する予定です。それから、袴田2号線東側のこの生活道路は、沿線に住宅も多く、利用者も多い道路であることから、地区の皆様の御理解、御協力を得られれば、市道認定を行って、道路拡幅を進めたいと思いますが、もうお困りなわけですから、当面は土木補助金などを活用して整備をしていただきたいというふうに考えております。

○7番（中村敏彦君） それぞれに一応、長期なのか短期なのかわかりませんが、整備計画を言われました。

なぜ袴田を取り上げたかと申しますと、本当に袴田地区、あるいはほかの地区でもでしたけれど、野元地区とか、ほかの地区では整備された道路を掘り返してでも、何回もやっているように見えます。我が地区はそういう整備が進んでいないという意見が結構聞かれました。

それで、平成24年、25年度の事業を自分なりにチェックしてみたところ、袴田とか野元においては、確かに予算的には遜色ない予算、例えば道路改良事業、あるいはその中の総額に比例してなかったんだけど、路線数にして相当少ないと言いますか、野元平江においては、平江線に主にかかっているんで、野元にはほとんど入っていないとか、上名地区でも麓、河内とか、大園、小園は確かに増えていて、上名地区全体としては予算はかなりいっていましたが、確かに袴田は少ないなと実感しました。

で、今回、先ほど市長も言われましたように、改良特別事業で14本、継続事業でたしか10路線ぐらい予算で出ていると思うんですが、その中でも袴田、野元地区を考えれば、袴田のその雨水対策の調査費

用しかついでいないので、やはり市民の皆さんから不公平感を生み出すような予算配分ではなくて、十分考慮した上で事業計画を組んでいただきたいということが私の思いであります。もし、市長のそれに対する見解があればお聞きして、この質問は終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 予算規模を端的に捉えますと、例えば上名の麓ですか、これは都市区画整理事業をやっておりますので、何億という、そしてまた、それに伴う道路整備もしておりますから、予算規模で見ますと、事業費で言いますと、そのような見方であるのかと思いますけれども。とにかく道路の整備というのは、住民生活に直結した一番大事なインフラでありますので、優先性とか、あるいは用地の相談とか、そういったのを含めて進めているところであります。

今、特に袴田地区を取り上げての御質問でありますので、袴田地区につきましては、平成24年、25年度の全体事業として約6,300万円です、これは道路事業ですね。件数としては、向井原線、須納瀬迫線、袴田2号線のほか、旧国道線、今屋敷線など、7件の整備を実施しております。今後も他の地区と同様に、年次的に計画を行いながら市道の整備を進めてまいります。

○7番（中村敏彦君） ぜひそのようにお願いします。

では、次の通告に従って、学校耐震化について伺います。

これも、市長、マニフェストで学校耐震化100%ということが示されておりました。私の認識で、昨年的一般質問に対する答弁で、残り10棟という認識がありまして、これでは文科省が示した最終年度には終わらないぞという思いで質問通告をいたしましたのですが、今回25年度補正予算に生福小と照小の耐震化が示されております。それから、26年度予算に串中と西中の調査設計費が計上されております。また、その予算審査に付するための資料も提示されております。

予算審査と重なる面がありますので、確認の意味で市長に伺います。非常にわかりやすい資料が提出

されておりますので、予算書及び補足資料から推測して、27年度の中学校2棟の耐震化工事をもって、文科省主導の耐震化100%を達成すると理解しているのかどうか、確認の意味で質問いたします。

○市長（田畑誠一君） 学校の耐震化についてであります。市内公立14小中学校施設65棟中、耐震性がないと診断された建物が22棟ありました。したがって、平成19年度から年次的に耐震補強工事を実施しているところであります。

平成24年度末では、お述べになられましたとおり、残り6校10棟で、耐震化率は84.6%となっておりますが、本年度冠岳小学校体育館と、川上小学校校舎の2校2棟の耐震補強工事を実施し、耐震化率は87.7%となっております。3月補正で計上させていただきました照島小学校北校舎1棟と、生福小学校南校舎2棟が完了しますと、平成26年度末において、小学校につきましては耐震化率100%となります。小中学校全体にしますと92.3%となりますが、残りが串木野西中学校校舎と市来中学校本校舎の2校5棟となりますので、平成27年度には耐震化率100%を達成したいと考えています。

○7番（中村敏彦君） この昨年の3月議会の答弁で6校10棟、それが昨年2棟、26年度2棟、27年度2棟、それで100%というからくりが少しわかりにくいんですが、資料を読んだらああそうかなとは思ったんですけど、それをちょっと確認の意味で、なぜ昨年3月の答弁で残り10棟が、平成27年度で100%になるのか、ゼロになるのか、そのことは教育委員会でもいいんですけれど。

それと、どちらにしても27年度、文科省の最終年度に達成するというところで、私ここ数回、耐震化についての一般質問を取り上げてきたので、ものとしてはとりあえず評価をしているところです。

答弁にありました市来中についてちょっと伺います、27年度工事のですね。大方の校舎が今までの流れでは調査費、設計委託、それから工事、そんな流れできていたのに、市来中は今聞いたら、27年度工事ですけど、市来中はたしか平成20年に調査されていると私は記憶しているんですけど、資料を見て。この7年間ずれてきた理由は何かあるんですか

ね。

○市長（田畑誠一君） 詳細については担当課のほうで説明いたさせますが、とにかく議員の皆さん方がかねてから言われますとおり、子供たちを安全・安心な環境で教育することは大前提であります。早急に、急がなければなりません。したがって、おかげさまでさき申し上げましたとおり、小学校については26年度、中学校については27年度に100%達成したいと考えております。

○教育委員会総務課長（臼井喜宣君） 市来中の今の御質問、調査設計を行って、通常は設計委託、その次の年は建設というような格好での流れになるのではないかと、なぜおくれたかということでございますけれども、市来中につきましては、調査を20年度に行いまして、設計委託については今年度実施をいたしております。

ただ、この調査した中で、耐震化のI s値がその他の施設と比較いたしまして高かった、6. 幾らという格好で高かった関係もございまして、それよりもI s値の低い建物を優先していったという格好になっております。そのような格好で、27年度に建設を行うという格好で進めているところであります。

○7番（中村敏彦君） 少し了解しましたが、その予算の関係ではないということですね、I s値がその当時に調査した校舎の中で一番よかったから、先延ばしにしてきたということですね。予算上のことかなと思ったのでお聞きしたところです。

そこで、ちょっと安心したんですが、今、市長、地震期に入っています。3・11以降毎年、たしか2,900回ぐらいの地震が発生していますので、そういう意味では、平成27年度、これがまた国の補正等々を見ないとなかなか予算が組めないという面も理解するんですけど、そういう地震期になっている現状の中では、なるべく早く済ますというのが第一義的だと思うんですが、市長の考えがあればお聞きしたいと思います。

と申しますのは、この前ニュースでもありましたように、県の発注した公共事業が入札不調4.5倍というニュースもありましたし、当然資材が足りない、技術者が足りないという原因があるそうなので、当

然その事業費も膨らむんじゃないかなという懸念からの質問でございます。それも踏まえた上で、なるべく早く事業化するというか、そういうことについて市長の見解を伺って、最後の質問とします。

○市長（田畑誠一君） 今お述べになられましたとおり、景気がアベノミクスといいますか、回復基調にあつて、全国的に公共事業が非常に増大しているという傾向にあります。これはいいことだと思います。したがって、その人手不足とか資材が心配されるとかということもいろいろあります。他方、第一義的な使命は、何と言っても子供たちに安全・安心な環境を与えることが一番でありますので、27年度100%完成を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（下迫田良信君） 中村議員、質問の途中ですけれども、ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時09分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番（中村敏彦君） 先ほどは耐震化についてこれで終わりますと言いましたけど、一つ忘れていました。

耐震化工事にあわせて大規模改修事業をそのような中で、それぞれの学校の照明、廊下等の不具合、いろいろ改修されてきていますけど、私が聞いている範囲で、例えば串木野中で言えば、雨漏りがかなりひどい状況であるとか、北側校舎の3階の蒸し風呂状態とか、いろいろ聞いています、学校関係者の人から。そういうのもあわせて、引き続きそういう耐震化やら大規模改修にあわせて、しっかりと子供たちのニーズ、学校現場等々調査、把握した上で反映させていただきたいなと思っているところです。

それともう一つは、たしか27年度市来中を含めた100%達成、それでいいんですけど、つい5日ぐらい前だったと思うんですが、文科省が新たに海拔の低い学校の高台移転の素案をたしか出して新聞に載っていましたが、それが27年度にちゃんとした計

画になってくるのかどうか分からないけど、場合によっては市来小、中はかなり海拔が一番低いところなので、文科省の方針を先取りして耐震化もさることながら、建てかえという方向もあるのかなとちょっと思ったので、ひっくるめて市長の考えもあればお聞きして、この耐震化については終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから申し上げておりますとおり、子供たちが安全に安心して教育ができる、そういう環境を整えるのは私たちの使命であります。そういった意味で、本市は学校耐震補強工事を進めてまいりました。あわせて本市の場合は、大規模改修工事と一緒に進めてきたんです。そして、先ほど答弁いたしましたとおり、26年度でおかげさまで小学校、27年度は中学校を完了するという予定であります。

今、串木野中学校のお話をされましたが、串木野中学校については雨漏りに対する応急措置は既に終えております。あと残されたのは大規模改修工事だと思っております。これにつきましては、これからいろいろ検討してまいりますが、できれば27年度にこの計画ができないかなというふうに現在のところ考えているところであります。

○7番（中村敏彦君） もう一つ、文科省が新たに方針を出す指針といいますか、それを先取りして市来小、中学校は建てかえのほうがいいんじゃないかなど。耐震化した上にまた、もしそういう基準ができたりしたら、また建てかえるとか、移転がくるので、先取りする方法もあるかなと思ったりするんですけど、それはまだちょっと無理ですかね。

○市長（田畑誠一君） 今、お示しになられましたとおり、文部科学省の方針もいろいろこれから出てまいりと思いますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（中村敏彦君） それでは、通告の3番目に入ります。

原発1、2号機の再稼働について。川内原発再稼働に関しては、昨年7月8日に九州電力が再稼働申請、その後規制委員会でいろいろ審査をされてきて、今年の1月28日で第73回の会合が開かれたというふ

うに新聞報道がありました。その中で、審査委員会が指摘している177項目の指摘事項に対して、その時点で103項目に回答して、残り74項目については回答準備中として保留しているような報道でございました。

このような中で伊藤知事が1月6日の年頭所感で、夏の需要ピークのために6月に判断したいとの考えを示されて、最近では規制委員会の動向もあるんでしようけど、9月議会あるいは臨時議会等々の言い方もされているみたいですが、再稼働判断の根拠にされている夏の需要ピークはどこにいったんだろうと思うんですが、伊藤知事の根拠の曖昧なところ、それと福島ではいまだに14万人を超える県民が避難生活をされておりますし、毎日400トンの汚染地下水が流出しております。

そのような状況の中での伊藤知事の6月判断や9月判断に対する市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 原発につきましては、原子力規制委員会において会合やヒアリングが実施をされ、新規制基準への適合性等について審査が行われております。鹿児島県において住民説明会の開催経費の予算化や、6月議会において判断したいとの県知事の御意向は、来るスケジュールを想定してのことと思われませんが、再稼働には安全性の確保が大前提であることはもう再三申し上げておるとおりであります。

審査期間は、審査内容や事業者の対応などによって決まってくるものであり、期間を区切ることなく手続は慎重であるべきだと考えております。まずは規制委員会において安全性が厳格に審査されること、その上で説明会の開催など、国の責任で地元への説明がなされるとともに、市民の意見、意向が反映されることが大変重要だと考えております。

○7番（中村敏彦君） たしかに新しい安全規制に基づいて規制委員会の審査が続けられております。そこに判断を委ねるという市長答弁も理解はするんですが、ただ市長、市長自身がこの現状をどのように、本当に安全規制委員会に任せていいのかという思いでの質問であります。

こういうことがあります。どんなに大きな地震や

津波でも人はふるさとを再生できると。ただ、原発事故は大地そのものを巨大な廃棄物にしてしまうという現実ですね。で、ちょっとこれも昨年6月ごろの新聞に載っていましたが、いわゆるチェルノブイリ、27年たってもいまだに廃炉の見通しすら立っていないし、資料によりますと、子供たちの内分泌免疫系の疾患が事故前よりも300倍とか、消化器系が213倍とか、呼吸器系が109倍、もうかなり事故前に比べて増えている現実があります。

残念ながら、福島でもこのような状況が進行しているのではないかと私自身は思っております。新聞報道によりますと、除染該当市町村が111自治体、その延べ面積が2万6,000平方キロメートル、帰還困難区域を本市に引き直すと、いちき串木野市が消滅するおそれがある福島の現実を、市長はどのように思われているのかなと率直に思っております。

○市長（田畑誠一君） 福島の原発事故におきまして、今もなお多くの方々が避難生活を余儀なくされているという厳しい現状を見ますと、大変心を痛めております。汚染水問題、除染、廃炉など国が前面に立って原発事故の1日も早い収束に向けて取り組んでもらいたいと思っております。

事故を振り返りますと、やはり原発としての安全対策、事故が起こった際の対策も不十分な面があったのではないかと思っております。その点で、新規制基準においては過酷事故対策や地震・津波対策など法定義務と位置づけ、基準としては高いレベルとなっているのではないかと捉えておりますが、今後、原発政策が進められるとするならば、安全性に係る厳格な審査とともに責任ある十分な説明がなされ、住民国民の理解を得ていくことが肝要だと考えております。

○7番（中村敏彦君） 事故の原因については後ほどちょっと触れるつもりでしたので。

先ほどの質問項目でも触れましたけれども、過酷事故の際、交通事故や要支援者、要援護者の対応を考慮しない避難でも最大43時間、しかも病院や施設に入院入所されている要援護者の避難計画は、想定される避難先に指定されている地域の病院施設が満床の現実の中で、避難計画も実際立てられていない

現状の中で再稼働することは、いわゆる人の命に対する冒瀆と私は思いますが、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 再稼働につきましては、第一に事業者、規制委員会による原子力発電所自体の安全性の確保をされることは大前提であることは言うまでもありません。防災対策は原発の安全対策と並行して充実強化を図っていくべきものであり、市民の生命と財産を守る立場として、ふだんの見直しにより整えていくべきものであると思っております。引き続き国の方針、あるいは県との調整のもと、課題への対応を進め、また市民への周知を図りながら、実効性を高めるよう努めていきたいと考えております。

○7番（中村敏彦君） これも先ほど言いました、今、地震活動期に入っています。この前、総務常任委員会で原発視察をさせていただきました。規制委員会から追加対策を求められている免震棟の完成は、たしか説明によりますと28年度というふうに聞いたんですが、そういう対策も完結していない中で再稼働するということは、市長が言われている安全基準そのものの空洞化ではないかなと思うんですが、その点について何か市長の見解があれば伺います。

○市長（田畑誠一君） 新規制基準は地震津波対策などの設計基準の強化や重大事故対策の新設などを法定義務として、基準としては高いレベルでなっているのではないかとこのように捉えております。

安全性の確保、すなわち基準への適用性については、それぞれの要求事項への対応はもちろんのこと、猶予期間がある事項の代替となる施設、対応も含め、規制委員会の専門的、科学的な判断に委ねられるものであると思っております。

規制委員会において、独立した機関として機能を十分に発揮し、安全性に係る厳格な審査とともに、責任ある十分な説明がなされることが肝要だと考えております。

○7番（中村敏彦君） 国や規制委員会に委ねるといような感じは受けますけど、次の質問に移ります。

昨年の南日本新聞の調査で県民の56.7%、直近の共同通信社の調査では国民の6割が再稼働に反対を

しています。あわせて、本市農業委員会も昨年11月に市長に提出された建議書の中で川内原発の永久停止を求めておられます。

先ほど、原因はいろいろあるだろうと市長の答弁でしたが、つい2月21日に原発立地市の首長でつくる全国原子力発電所在市町村協議会が福島第一原発を視察されました。その記事が新聞に載っていましたが、そのときに宮本富岡町長は事故の最終的な検証がなされていない再稼働は国民から同意が得られない、また、井澤双葉町長も安全対策がきちんとなされずに再稼働を議論するのは被災者にとっては許されないと述べておられました。それも新聞に載っていました。

このような県民の声や国民の声や、農業委員会の建議書の内容とか、それから被災地の方々のこのような声をエネルギー政策に反映すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 報道各社による世論調査、また自治体や組織等でさまざまな意思が表明されております。現在の状況としては、規制委員会において新規基準に基づく適合性の審査を引き続き行われている段階であります。

再稼働については、まずは規制委員会において安全性が厳格に審査されることが前提であります。それを踏まえて、県においては、本市を含む3回の説明会とアンケート、また、規制委員会においても審査終了前の国民への意見公募や立地自治体での公聴会を実施する考えが示されているところであります。今後のエネルギー政策は何と言いましても一義的に国政の課題として、原発の安全性を大前提として幅広い観点から見きわめが必要と思われませんが、再稼働に係る説明会、意見公募等の機会を通じて住民の意見、意向が十分に反映されていくことが肝要であろうかと考えているところであります。

○7番（中村敏彦君） 私はかねがね市長の式典やいろいろな場での話を聞きながら、本当にすばらしい話だなといつも聞き入っているんですが、この前、合同会社さつま自然エネルギーの記念祝賀会で「あとからくる者のために」という詩が朗読されました。これも格調高い詩だなと思って聞いておりま

した。市長の祝辞で、最後、市長は「自然エネルギーへの転換は、今でしょ」と言われました。まして今、本市においては食肉メーカーや酒造会社が増築計画を立てたりしています。食のまちいちき串木野を守るためにも、原発の再稼働は本当にいいのかなと正直言って思っております。そういう意味で、市長が激励で言われました「今でしょ」の言葉を本当にするためには、函館市長のように提訴せよということは言わないまでも、最も近い立地市としてしっかりとものを言ってほしいなど。私の気持ちとしてはやっぱり原発再稼働させないという気持ちをしっかりと県や国に伝えてほしいという思いがあります。

もし市長の見解があればお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 再稼働に関しましては、規制委員会による安全審査後の、今のところ手続がまだ示されておりません。現状としては、法的な同意といった権限はございません。一方、鹿児島県においては規制委員会の審査終了後に住民説明会を3回程度開催するとともに、説明会において理解度を問うアンケートを行い、その結果を踏まえて判断するという意向を示されております。

本市におきましても、説明会の御意見、市民の代表である議会の御意向を尊重しながら、必要な意見は申し上げるべきであると考えており、まずは規制委員会の審査状況を注視しながら、説明会の開催等についてしっかりと要望を行ってまいりたいと思っております。

前々から申し上げておりますとおり、3号機の増設については私は反対であります。したがって、これからあのエネルギーのお祝いのときも申し上げましたとおり、本市は率先してやっております。したがって、さつま自然エネルギーさんが表彰されたと思いますけれども、本当に代替可能なエネルギーをどんどん、本市も今度市有地にしますが、これからも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下迫田良信君） 次に、西別府治議員の発言を許します。

[11番西別府 治君登壇]

○11番（西別府 治君） 総合体育館が供用開始され4カ月、県内外の方々が利用され、全国規模のスポーツ大会からコンサート、集会、式典とあらゆるイベントに対応できる施設であり、総合運動公園の核として活用されることが期待されます。長期にわたって利活用を継続するために、十分な初期の管理のあり方が今後の利用者の伸びやメンテナンス費用に大きくかかわってくると思います。

まず、総合体育館の活用状況で現在の利用実績について伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西別府治議員の御質問にお答えをいたします。

総合体育館の利用状況は1月末現在で、開館以来3カ月であります。団体、個人の総利用者件数は1,771件、人数としては大人2,031人、高校生以下1,692人、合計3,723人の利用があると聞いております。なお、詳細につきましては、教育長に答弁をいたさせます。

○教育長（有村 孝君） 総合体育館につきましては、3月までを開館記念イベント期間と位置づけて、総合体育館開館記念式典及び開館記念イベント以降、これまで5回開催をいたしました。合計7,600名ほどの来場者がございました。あとは、3月22日、23日開催予定の市ジュニアバトミントン大会を残すのみとなっております。

去る2月22日、23日には、鹿児島県車椅子バスケットボール連盟主催の車椅子バスケットボール大会が九州各県より8チームの参加により開催されました。連盟としては大変体育館が使いやすかったと好評で、来年度も本市で開催したいと要望があったということでございます。

文化的な利用といたしましては、2月11日に青年会議所主催の市内の小学生を対象にした、ふるさとかるた大会が200名以上の児童の参加を得て開催されました。

また、施設見学においても、これまでに市内のまちづくり協議会等の方々やスポーツ愛好家の方々が数多く施設見学に来られております。

なお、総合体育館収入は、1月末現在で体育館使

用料が56万6,000円、太陽光発電売電収入が162万6,000円、合計219万2,000円となっております。

以上でございます。

○11番（西別府 治君） 結構リピートする話もお聞きいたしました。車椅子バスケットですね。結構いい滑り出しになっているんじゃないかなという感じがしております。

あとはまた後ほどの指定管理の話になってまいりますけど、もう1回来ますよという気持ちの方々をいかにたくさんつくれるかというのが、今後の大きな流れになると思います。そのことを受けまして、26年度の利用予定といたしますか、いろいろ入っていると思いますが、そこあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 平成26年の4月以降の申し込み状況について、お答えをいたします。

市体育協会加盟団体に平成26年度のスケジュールの提出をしていただき、年間スケジュールの調整をしているところでございます。やはり週末の土曜、日曜に申し込みが集中している状況でございます。

県大会や九州大会等の大きなイベントの開催についても取り組んでおり、現在までに既に多くの利用希望が寄せられております。これからもできるだけ多くの競技団体に利用していただき、総合体育館の利用促進が図れるように努めてまいります。

また、文化事業では総合体育館開館記念としてNHK公開番組「のど自慢」が、6月8日日曜日に開催されることになっております。

以上でございます。

○11番（西別府 治君） 市内問わず県内、そしてまた九州含めた展開がされているということであります。何度も申しますが、リピートすることが大切であります。そこらあたりを、来られた方にももっともっと展開を進めていく、大切にしていきたいというふうに考えております。

それから、平成32年に第75回国民体育大会が鹿児島で開催されますが、本市のこの大きな体育館、どのような状況の中で現在進んでいるのか、お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 現在、平成32年度開催予定

の国民大会の競技誘致につきましては、議会の皆さん、市民の皆さんから、ぜひ何かの競技をということで熱い要望をいただいております。それを受けて、本市としましてはバレーボール、バスケットボール、卓球競技の開催について熱意を持ってお願いをし続けておりますが、現在のところ前向きに検討いただいているやに仄聞しております。5月に第2次選定の発表になりますので、大きな期待を寄せているところです。

○11番（西別府 治君） この国体、私たちが今からこの総合体育館をいろいろな角度で活用していったり、多くの方々に来ていただくための行程の中にあるまず第一のスタート地点といいますか、それがこの、いわゆる国体ではないかなというふうに考えます。競技がバスケットであれ、バレーであれ、5月に決まりますとすると、さまざまな大会、また私たちが地域に持っている体育館等も活用しながら練習があったり、いろいろな角度で多くの方々が来られる格好になっていくと思います。そのためにもぜひ、勝ち取っていただきたいというふうに考えております。

5月ということですから、大体内定をされたような格好になるのかなというふうに考えておりますので、私たちの先ほどありました「のど自慢」もそうですが、本体育館の大きなアピールにまたつながっていくことになってまいりますので、進めたいと思います。

次の質問に入っていきますが、九州を初め、県内さまざまな大会誘致をされながら連携をとられておられるわけでありまして、本市の場合は、はっきり申し上げましてサブアリーナがありませんので、市民の皆さんもメインを使います。メインアリーナですね。大きな大会もアリーナを使っていきます。当然使用頻度が上がってまいりますと管理の頻度というものも上げていかなければならない。そして、全国大会ができる規模の施設ですから、それに合わせた、いわゆる維持管理というのを進めていかなければいけないわけでありまして。

ちょっといろいろお聞きしましたところ、やはり床の管理が大きなアリーナの中で大切になってくる

んだそうです。表面にフロアコーティングというのがしてありますけれども、このかたさと体育館シューズのゴムのかたさが非常に関係があるそうで、やわらかければ体育館の上にぎゅっといったとき残るそうなんです。靴がやわらかければ、靴がかたければ、傷を今度はつけたりするそうです。ですから、本市の売りは本当にきれいな体育館ですね。そして、整備も今きれいにされて、できた初めですから当然ですよ、されていますよね。そして、トイレ等そんなのもきれいに、環境もいいですよ。交通アクセスは別ですよ、施設の中の話ですけどね。だからやはり、ここらあたりが一つの私たちが今から進めていかなければならない分岐点になっていくのかな。床の管理というのが大きなことになっていくと思います。

26年度予算をみていますと委託ということにされておりますが、やはり回数、2回を3回、3回を4回に重ねて進めていくことが最も大切になってくるような気がしております。

それから、市民の皆さんが活用していただくこと、大会を誘致して市外の方が活用していただくこと、二つのことを進めていかなければならないと思うんですよ。市内については、まち協とかいろいろなあれを使いながら今、展開をされていらっしゃいます。市外についても、体協等通じながら、ネットワークをつくりながらということにされておりますけど、これだけで果たして、26年度の予定もちょっとお聞きしましたが、もっともっと進めていくための手段はどうしたいかなというので、質問があります。

今後の管理体制についてであります。指定管理の導入について通常の維持管理や、次の質問です、市民活用促進と危機管理体制に加え、いわゆるエージェント、代理店なんですけど、エージェントと言うらしいんですね。メディア等へ情報発信の強化ができる管理体制を進めていく必要があるんじゃないかなということでお尋ねいたします。

○市長（田畑誠一君） 管理体制に、大規模な体育館でありますから、特に意を用いていかなければならないと思っております。26年度はそういった思い

を持ちながら、直営で管理をして、そして維持管理における運営施設の利用促進をさらに充実すべく、エージェントやメディアへの情報発信も強化して、競技団体との連携も進めてまいりたいと考えております。

また、危機管理の面におきましても、本年度は関係機関と訓練や講習会等の開催もしたいと考えております。

○11番（西別府 治君） 全体的にエージェント、代理店を含めた中で展開していくという話であります。

その中で、具体的な活動の様子というのをエージェントにも伝えていかなければならないと思います。そして、そのことはまず地域、本市で活用されている様子であったり、活用の頻度ですね、こんなにたくさん使っていますよというのを政策の中で市民の方々にももっともって伝えていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

スポーツを見て、そして自分たちもしてみても、そしてこの体育館が、自分たちの練習した成果を思いっきり試合としてさまざまな格好で伝えていく場所としてのあり方、やはりこういったのをまず市民が構築して、連携をとりながら進めていくことが大事じゃないかなというふうに考えております。

やはりそういったベースを蓄積して、そして情報の伝達を確実にインターネット等、また、旅行代理店であったり、いわゆる鉄道会社であったり、大阪以南の連携というのも当然出てくると思いますから、そういった情報発信を。26年度は直営ということで進めていかれますけど、そういった展開をされていられるように考えております。

それから、危機管理のほうはまた後ほど話をさせていただきますけど、全体的な流れの中で、市長、情報発信を進めていくという考え方でよろしいですか。エージェントを含めた中でですね。

○市長（田畑誠一君） 市民待望の大規模な総合体育館を議会の皆さんと協議しながら建設いたしました。これはまた、新たないちき串木野市の私はシンボルになると思っております。ということは、これをいかに今後活用していくかと。今、西別府議員が

おっしゃるとおり、まさにそのとおりであります。活用のあり方をどういうふうに内外に広めていくかということに尽きると思います。

幸い、今はまだ三、四カ月ですけれども、御利用いただいた方々が、西別府議員がお述べになったように、緑に囲まれて、緑したたる山々のすばらしい環境の中で、そして西回り自動車道のインターチェンジの真下ですね、アクセスが非常にいい。それから体育館の外観からしてすばらしいと。中の施設もトレーニングとか十分整っているということで、とても好評であります。

さっき教育長の答弁の中にございしましたが、またしたいと、また来年もここでしたいというような、幸いそういう好評をいただいておりますが、今朝、大六野議員の御意見がありましたとおり、いかにおもてなしの心を持って対応するかと。箱物だけがよくても対応が悪ければ来てくれません。そこが大事だと思います。

私はいつも言うんですが、観光の最後の勝利者はおもてなしとと思っています。昔から思っています。思っているし、言っています。そういったことで、今、幸い好評を博しているようでありますので、もっともっと幅広く、西別府議員が今お示しになりましたように、エージェントとかそういったのも活用して、まだまだもっと幅広いPRをすべきだなというふうに思っているところであります。

○11番（西別府 治君） 私が、次の質問にしておりますけど、広い範囲で今、直営の範囲の中で進めていくということですが、例えば商工団体であったり民間の団体であったり、もちろん体育協会もですけど、地域団体であったり、多くの方々が担い手としてこの体育館を認知しながら情報発信をしていかなければならないというふうに考えております。

そして、その方々が今度は対外的に伝えていける組織、指定管理というふうになっていくわけなんですけど、JVでということを書いてあります。いろいろなスポーツクラブがあったり、指定管理を手がけている会社も県内にもたくさんあります。また、全国ネットで展開しているところもあります。そうい

ったふうで、ベースになるのはやはり市民がたくさん使うということともちろん、さっきも言いましたが、対外的に来てもらう。市長、情報発信をやりますよということですから、次の質問に入っていきますけど、指定管理についてはかなり大がかりなシステムになっていくんじゃないかなというふうに考えております。

その中で、JV、複数の会社が集まったところでの管理体制というのを、来年しますよということじゃなくて、プロセスの中に含めていく必要がある、そのくらいの体育館の私は全国大会ができるやつだと思っております。

名前をつければ、私が勝手にいつも言っているんですけど、マグロ体育館とかですね、そんなことでもどんどん情報発信ができていくものだと、形的にも思っておりますし、施設もそうであると思っております。

そこらあたりの共同体による複数の会社による管理体制のあり方について市長に伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、市民長年の、少なくとも30年以上の夢でありましたこの総合体育館は、本市のシンボルとして、食のまちとして、また、マグロのまちとして、外観もしたがいましてマグロをイメージして設計してもらったわけでありまして。それをされておるようです。

今、おっしゃいましたとおり、指定管理者制度の導入というのは、もちろん視野に入れております。ただ、考え方というのは、まさに西別府議員がおっしゃったとおり幅広い角度から検討すべきだということでもあります。

さっきから申し上げておりますように、非常に規模が大きい。それから施設面も充実している。そして、とても使いやすい。使われた方が来年の大会もお願いしますよと言って帰ってくださるそうです。とても好評なんですね。そういったことで、市内の大会はもとより、県、国レベルの大会をもう既に多く開催しております。このことは施設面の充実ももちろん、それは一番ですが、やはり近代車社会の中で高速自動車道の真下にある、アクセスが非常にいいということも大きく加勢しているんじゃないかと

いうふうに思っています。

さっきから言われるような大がかりな幅広い立場の角度から指定管理者を考えるべきだと、そのとおりであります。そこで、この大規模総合体育館の管理をする指定管理者は、やはり管理をするには、防災面にも十分対応ができる、また、日ごろから施設の保守点検にも精通している。その上で国、県レベルの大会を数多く誘致することに励んでいただく、そして、市民の競技力の向上はもちろんでありますけれども、議会の皆さんと挙げて私たちが大きな願いである交流人口の増大を図って、本市に経済効果をもたらす、そのような町の発展にも寄与するというような視点も兼ね合わせた指定管理者でなければいけないというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） バランスだと思います。市民の使うバランス、そしてまた、興業、さまざまなイベントのバランス、それとスポーツと文化イベントのバランス、やはりここらあたりをトータルにできることが、この指定管理者には大きく要望されていくことになるんじゃないかなと思います。

通常、施設をつくりまして数年かかりながら、維持管理の費用とかデータベースを蓄積していきながら指定管理に移行していくわけなんですけど、通常の場合ですね。本市もいろいろなそういった流れがありました、ほかにもですね。ただ、私は大切なのは1日目から指定管理者に移していくスタンスの中で、プロセスをしっかりと踏まえて今、管理している方々が、市も担当課もそうですけど、意識を持ちながら進めていくことで、短い間で完成度の高い指定管理のあり方が見えてくるのではないかなというふうに考えております。

プロセスをしっかりと踏まえながら進めていくことが大切であります。ただ、指定管理でありますから、公募の時間があつたり、選定の時間があつたりして、ある程度の時間というのは必要になってきますよね、最低限。でも、それを踏まえながら指定管理に移行していく、最高の指定管理ができますよというのを、やはり担当課も含めた私たちもそうですけど、進めていく必要があるというふうに考えておりますので、プロセスということ、市長、おもて

なしもそうですけど、そこまでトータルな施設が役割を持っている。そしてまた運動公園もあります、テニスコートもあります。いっぱいあそこは集約されてきておりますから、その中の代表格としての役割、またそこを管理されている方々もそうですが、トータルな指定管理のあり方をぜひ進めていただければ、そしてまた、プロセスをしっかりと踏まえた中でしていただきたいというふうに考えております。

安全管理、危機管理の中での話も先ほどから出ておりますけど、太陽光で今、26年度予算で670万円ぐらい売電が計上されております。結構いいお金になる。そして2,600万円ぐらいの維持管理費になっておりますが、やはり危機管理は防災のほうでずっと組まれて、もう組織づくりはどんどんされていると思いますが、このマグロアリーナの役割は体育施設と文化施設の誘致、市民の維持健康管理、プラス最初話がありましたように危機管理の中での避難所であったり、さまざまな要件もこの体育館は備えているわけでありませう。

その中でディーゼル発電機が電力として備わっておりますけど、太陽光も年間600万円売り上げるだけの大きな太陽光の発電であります。有事の場合には、今後こういった太陽光の電力が使えて空調が動いていくような居住、避難されている居住、そしてまた通信体制の電源、さまざまに活用がされていけることが大切じゃないかなというふうに考えております。

現時点ではまだつなぐことはできないんですよ。どうですか、そこらあたりは。

○市民スポーツ課長（中村安弘君） 現時点ではまだつなぐことはできるようにはなっておりません。

以上です。

○11番（西別府 治君） また今後の流れの中でもぜひそういったのを取り入れていきながら、スポーツに来られた方も急に地震が来るかもしれませんし、危機管理体制はもうびしゃっとしていますよということまで情報発信がされていくことが大切であります。

早い段階と申しますか、確実な段階で大きな指定管理体制を構築していただき、あそこの総合運動公

園だけに限らない交流人口の入り込み等を含めて、市長、ぜひ進めていただきたいというふうに考えます。いろいろなことを細かく語ればたくさん出てまいりますけど、そこはそれでクリアしていくことが私は大切だと思っておりますので、先ほど答弁いただきましたそういった広い範囲の中で指定管理を考えて、大きな流れをつくっていくということでありませうので、もう答弁は2回になりますからいただきませうが、ぜひ担当課も含めてしっかりと進めて。

これは、教育委員会の範囲に入っていきますから、ラップする部分はあると思いますが、これはもうプロセスです。ぜひ教育長、そういった流れを積み上げていただいて、展開していただきたいというふうに考えております。これで体育館の質問については終わりたいと思います。

次に、神村学園前駅周辺まちづくり計画の1番の駅の駐輪場のことであります。答弁お願いいたします。

○市長（田畑誠一君） 神村学園前駅の駐輪場については、40台分のスペースを確保しております。利用者がしかし、どんどん増えてくるものですから、これはありがたいことですが、利用者の増加に伴って自転車も増えてきて、それとまた時間的な余裕がないものですよ、来たときはやはり。誰でもそうですけれども。そういった点から点字ブロック上へ駐輪するなどの状況も見られておまして、自転車やオートバイの利用者へは点字ブロック上への駐輪禁止の張り紙を広場、フェンスなどへ張って、障害者の方々の通行に支障がないように注意を呼びかけているところです。

本年4月から指定管理に当たり、駐輪場の管理についても日常的な管理をお願いすることとしておりますので、この状況をよく見ていきたいと考えております。そして、自転車等の利用者は駅直近に駐輪する傾向が多いため、新たな駐輪場の設置につきましては、現在の広場内や周辺部の民有地の活用などできないものか、周辺整備の状況も考慮しながら検討していきたいと考えております。

○11番（西別府 治君） 確かに指定管理者が管理をするということになっております。ただ、指定管

理が入る前から、養護学校であったり、神村学園であったり、いろいろなことをしております。そして、解決できないでいるのがやはりこの駐輪場であります。ここは市長、民有地を含めてということをおっしゃっております。これはやらんと私はいかんというふうに考えます。そして、理路整然と、数台はとまっていいですよ、たくさんはとめられないですから、幾らかはとまっていいですけど、理路整然とやはりとめられた規律ある駐輪場というのがあって、そういったボランティアの方々も花であったり、掃除であったり、私は納得しながら進めていくことができるというふうに考えております。

ちょっと時間がかかっております。はっきり言って、市長、これ。もうかかっているんですよ、時間が。ですから、どうですか、市長、その辺。

○市長（田畑誠一君） もともと狭いところでありますので非常に大変なんですけど、今、おっしゃいましたとおり、利用される方にも整然とした心構えで今もしていただいておりますが、これからもやっぱりしてもらわなきゃいかんと思っております。

それと、これは私がかつてオーストラリア航路をしていたんですが、3万5,000トンの船で石炭を積んでいきよったんですけど、私はびっくりしたんですよ。彼らは何事も合理的なんですね。日本の何倍あるんでしょうか、何十倍あるんでしょうか、十何倍か知りませんが、あんな広大な土地があるのに、公園の駐輪場は鉄パイプを引っ張って、強い針金のフックで自転車をひっかけてあるだけです。大根を干してあるようなものです。幾らでもあるんですよ、土地は。幾らでも。にもかかわらず大根をつるすように。日本人の感覚から見れば、まこと見た目が見苦しいですよ。でも、彼らは全て合理的であればいいんですね。国民性。

余談になりますけど、プールに行ったら日本のようなおしゃれなその当時は、何ていうんですか、浮き袋というんですか、あんなのありませんよ、おしゃれなのは。じゃなくて、ここからひもをこう通したらすっぽ抜けませんね。ひもを通して、この上に丸い風船があるだけです。全て合理的なんですね。絶対に水は飲まない。ここに風船がある。日本はお

しゃれでしょう、カラフルな。だから、彼らは非常に全て合理的ですね。

それと、何か民度が非常に高い。公園に行ったり一つ散っていない。すばらしいですよ。おもてなしですよ。

だから、ちょっと横道にそれましたけれども、駐輪のあり方ももう一度工夫する必要もあるんじゃないかなとも思ったりしております。願わくば、隣接の民有地に場所があって、御相談ができたなら、一番いいことですけど、指定管理者にもお願いをしますので、状況を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○11番（西別府 治君） 合理的な内容、話を市長されておられます。

市長、交流人口というのも書いてあります。多くの方々が、私は前にも話しましたが、あの駐輪のあり方を見て通られます。あそこは目につくんですね、道路沿いですから。やはり合理的な部分、理路整然とちり一つ落ちていない。やはりそういったイメージがさっきの体育館の指定管理等にも私は大きく反映してくると思うんですよ。顔という部分ですね。

ですから、市長は今の答弁では、あつたらしめすという答弁にちょっと聞こえるように思うものから、これ、本当に市長、時間がかかっているんですよ。前にも申し上げております。ですから、ここはもう。増えているんですよ、しかも乗り降りが。そして、まだ言いたいことはたくさんあります。出していないです。出していないから言いませんけど、利便性が非常に悪くなっているという部分というのは。スタートはよかったんですね、スタートは。少ないからですね。どんどん増えていくことで、利便性がだんだん悪くなってきている部分があります。その表面に出てきているのが、私はこの駐輪場のあり方だというふうに考えておりますので、そういうことであります。

答弁をもらおうということはしないほうがいいのかなと考えておりますけど、早い段階で市長、駐輪場をつくって、理路整然と合理的なまちづくりのスタートをしていただきたいというふうに考えており

ます。答弁されますか、市長、どうされますか。

○市長（田畑誠一君） 御指摘がありますとおり、非常に狭いわけですから、お互いにやはり利用していただくことは非常にありがたいことです。ありがたいことです。利用していただく方も、だからみんなが利用されるように、できるだけ多くですね。そしてまた、市民の皆さんから、どなたからごらんになられても、やっぱり形のよいあり方というのをお互いが努力をしてもらわなきゃならんというふうに思います。

また、市としても、ただでさえ狭いわけですから、そこをどうしたらこの打開策があるのか、これまでも懸案事項だとも思いますので、やはり市としても工夫をすべきだというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 駅前がですね、市長、非常に速いスピードで変わってまいってきております。右折車線がスタートでしたけれども、歩道設置であったり、まだまだ今からも大きく変わっていきますよね。ごもんちゃんのアそこも広がっていくだろうし、それにあわせての右折、左折、ものすごく変化があっしていきます。そして、神村学園のアそこも防護壁といいますか、あれを外せばまた広い歩道ができ上がってきてですね。日々変わる場所であるというふうに考えております。

その中で、この駅の位置が目標とする、あんまり変わらなければ、ああ、アそこに木があったよねと、木の横を曲がれば道路があって駅がありますよねというのがあるんですけど、余りにもどんどん変わり過ぎまして、目標設定ができない、しかも通行車両はある、後ろから来ている。例えば、川内方向から来たら曲がりたい、というので通り越してしまって、急にブレーキを踏んだりとか、さまざまな影響があります。

それで、入り口の看板、アそこにはないですよ。ここについて設置をしていかなければならないと考えておりますが、市長、答弁をお願いいたします。

○市長（田畑誠一君） 神村学園駅前のこの交差点につきましては、駅を案内する標識が御指摘のように設置されておられません。したがって、平成25年5月20日に信号機に案内表示板の設置をしてくれ

ないかという要望をしました。この要望に対する国からの回答は、信号機を管理している公安委員会と協議したところ、表示板を追加することで風圧により信号機本体に影響を及ぼすことから、追加による表示板設置はできないという報告を受けたという返事です。しかし、このようなことで今年度、26年度に独立した案内標識を歩道内に設置するという報告をまた国から受けております。だからまた期待をしたいと思っております。

○11番（西別府 治君） 信号機設置は無理だけど、歩道内に看板用の独立した基礎を持った看板ができますよと。しかも、それは早い段階でつけていきますよということでもあります。26年度と今、おっしゃいましたから、もう早い段階でついていくだろうなというふうに考えております。

事故のマッピングを見てみますと、あの周辺がやっぱり結構多いんですよ、追突やらですね。やっぱりそれも一因になっているのかなというふうに考えますから、そこらあたりも考慮しながら、交通安全上にも影響があるのかなというふうに考えておりますので、進めていただきたいと思っております。

指定管理から駅の看板まで話をさせてもらいましたが、やはり交流人口拡大、そして定住へのいざないというのがキーワードの中に入っているのかなというふうに考えます。

体育館の床も、人が2回しかせんときは3回ぐらい、いつも管理をしていくことが最終的には長寿命化につながって。床のですね。あれはものすごく大きいですからね。あれを全部やりかえらなれば、それは使用頻度が上がれば上がるほど、たくさん来られれば来られるほど、汗とか油とか、そういったのがいっぱいくっついて滑りやすくなっていくそうなんです。もっと管理をちゃんとしていてやれば、西別府さん、いちき串木野市のマグロアリーナはいつもきれいでいいですねと、また行きたいですよと、立地条件もいいじゃないですか、アクセスもというのがお思います。駐輪場もそうであります。看板もそうであります。

この人口対策を含めた交流人口に大きく寄与していくのが今、ここらあたりがまたばねになっていく

のではないかなというふうに考えております。市長、トータル、そこらあたりについて最後の御意見いただきたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 今、体育館を一つの例にとられて、まちの振興策ということをあわせて、今、神村学園前駅の話もされました。押しなべて目的は交流人口の拡大による、もちろん経済効果をもたらすと。まちの活性化を図るといのが、本市から情報を発信する、食のまちとあわせてですね。そういったことが究極の願いであります。

例えば体育館で申し上げますと、今言われたように、いい場所、それから利便性に富んだところ、規模よし、設備よし、今のスタート段階で言うことはありません。あとは今、御懸念なされたようにリピーターをいかに増やすかということには、施設自体がいつまでもすばらしくないといかん。それには、今、床のお話を例として挙げられました。そういった管理面に配慮をしながら、市民の皆さんはもちろんですけども、県民、県内外の方々にやっぱり愛され親しまれる体育館を目指したい。大げさに言いますと、国民生活のそばにいていただけるような体育館を目指したい、管理を目指したいというふうに思っておりますので、またお気づきの点、どしどし御示唆をいただいたらと思います。

○議長（下迫田良信君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[9番東 育代君登壇]

○9番（東 育代君） 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告いたしました2件のことについて質問して、市長の見解をお聞きします。

まず、初めに学童保育（放課後児童クラブ）について伺います。

税と社会保障の一体改革の中、消費税引き上げに伴う社会保障関係経費の財源確保を行い、年金、医療、介護とともに、子育て支援についても新たな財源が確保されることになったことから、2012年8月に、子ども・子育て支援法の制定と児童福祉法が改定されました。2015年以降の子育て支援を応援する仕組みの構築がなされることとなりました。

本市においても、子ども・子育て会議が設置され

ており、新制度についての基本的な考え方、基本的な方向性の中で、地域の実情に応じた子ども・子育て支援、利用者支援、地域子育て拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の充実が期され、支援施策の計画設定等に向けて準備作業が進んでいるようでございます。

放課後児童クラブについては、「共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る」とあります。市内には現在4カ所の放課後児童クラブがありますが、2015年4月から実施される新制度によると、放課後児童クラブの補助金は市の子ども・子育て支援事業計画に基づいて、13事業ある市町村事業への補助が一括して交付金として交付されることになるそうです。交付金は国からの直接補助となり、県は予算範囲内での補助となってくるとお聞きしております。

新制度施行となった場合に、既存の放課後児童クラブの運営のあり方に違いが生じるのか。放課後児童クラブを必要とする子供たちや保護者に対して影響があるのかないのか。放課後児童クラブを運営されている施設として準備しなければならないものがあるのか。また、放課後児童クラブを運営されている事業所からは、新制度について不安や戸惑いの声があります。

放課後児童クラブを必要とする子供たちが行き場のない状態が生じないように願っているところです。新制度に対して関係者には早目、早目の対応や周知が望まれます。

そこで、新制度移行に伴う本市の放課後児童クラブについて伺います。

まず1点目は、市内にある放課後児童クラブについての質問です。今年度の利用者数とここ数年の利用者の推移について現状をお聞きしまして、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東育代議員の御質問にお答えいたします。

市内にある放課後児童クラブの現状についてであ

ります。

市内には4カ所の放課後児童クラブがあります。各クラブの利用状況ですが、串木野学童クラブが平成23年度22人、24年度28人、25年度は1月末で32人です。照島学童が平成23年度38人、24年度37人、25年度31人です。橘学童が23年度24人、24年度27人、25年度37人です。市来っこが23年度11人、24年度10人、25年度14人となっております。全体の利用児童数はこれらから見ると、年々増加する傾向にあるようです。

○9番（東 育代君） 今、御答弁をいただきました。

年々増加傾向にあるということでございます。この新制度によりますと、おおむね10歳未満ということから6年生までの受け入れが可能ということになってきますが、現状で対応できるとお考えでしょうか。既存の建屋でクラスを分けることに無理が生じた場合の対策について、市の考えをお伺いいたします。

○福祉課長（東 浩二君） お答えいたします。

現在、放課後児童クラブはおおむね10歳未満となっておりますが、小学校6年生まで受け入れて運営をいたしております。また、放課後児童クラブの専用スペースの床面積基準は1人当たり1.65㎡となっております。4クラブ全体で受け入れ可能児童数は231人となっております。現在114人の児童が利用している状況でございます。基準床面積に対する利用率は49.4%となっております。今後の推移を見る必要がございますが、現在の建屋で対応は可能ではないかと考えているところでございます。

○9番（東 育代君） 現在の状況で対応は可能という御答弁でございましたが、新しい制度によりますと枠が広がっていくということでございますので、待機児童が出ないように逐次状況把握と早目の対応を願っているところでございます。

放課後児童クラブの開設には10名以上の在籍が必要となっております。これが国の補助金の対象となってきたようでございますが、小規模校においては10名以上の利用者が望めそうになくて、学童保育放課後児童クラブの事業開設は困難なようです。

共働きの家庭やひとり親家庭では、仕事から帰るまでの子供たちの生活の安全が一番気になると言われております。小規模校には放課後児童クラブはなくて、放課後子ども教室がありますが、毎日ではなく、5時までとなっておりますので、放課後児童クラブのない小規模校の子供たちは、現在は我慢をさせられているのが現状のようでございます。

希望者が少なくとも、この放課後児童クラブが開設されるような市独自の事業として配慮ができないものか伺います。

○市長（田畑誠一君） 小規模校において、過去にクラブを開設する動きがありました。市としても開設に向けた準備を行った経緯があるのでありますが、小規模校においては利用児童数10名を確保することが困難なようであります。今後、補助要件を満たす状況が出てまいりましたら対応したいと考えております。

なお、10名未満のクラブとなりますと、指導員の確保や運営のあり方など問題点も多く、難しい状況にあると考えております。

○9番（東 育代君） 現状ではなかなか開設は困難ということでした。

小規模校について開設ができなければ、既存の放課後児童クラブを利用できるような対策が必要となってきます。長期休暇の場合は保護者が送迎の対応はできると思うんですが、平日の放課後については、保護者が働いているので放課後児童クラブの必要性を感じているのに、送迎ができない状況にあります。この送迎についての解消ができれば、利用したいと思っているところですが、放課後子供たちを学童に通わず手段がなくて利用できないのが現状です。

そこで、送迎について、市での対応はできないものか伺います。

○市長（田畑誠一君） 送迎につきましては、送迎車及び運転手の確保の問題等もあり、放課後児童クラブにも費用負担を強いることになると考えられますので、現在のところは考えておりませんが、市が行っているファミリーサポートセンター事業を活用していただくことも必要であろうかと考えますので、今後さらに周知広報を進めていきたいと考えており

ます。

○9番（東 育代君） 現時点でも遠距離の児童に対して放課後児童クラブへの送迎をしているところもあります。事業所ごとでの対応は困難と思っております。今、ファミリーサポート事業ということも出ましたが、ぜひ小規模校の児童への配慮を願っております。あわせて引き続き周知、また御検討していただくことを期待しているところでございます。

次に、質問いたしますが、今、4施設あるわけですが、この4施設の保育料についての差異をどのように認識されているか、現状をお聞きしたいと思います。

○福祉課長（東 浩二君） お答えいたします。

各放課後児童クラブの平日の利用料金は、月額でおおむね5,000円から7,000円となっております。クラブごとに格差はございますが、運営の状況を踏まえ、それぞれ決めておられるということでございます。

○9番（東 育代君） 5,000円から7,000円、月額というのは、長期とかそういうときじゃなく、平日のことだと思っております。

放課後児童クラブは児童福祉法と社会福祉法に位置づく児童福祉事業、社会福祉事業であり、公的責任に基づいて実施される事業となっております。放課後児童クラブの必要性を感じていても、保育料が払えないという声もお聞きしているところでございます。要保護や低所得者についての現状をどのように認識されているのか、また今後、保護者の負担軽減は考えられないか伺いたします。

○市長（田畑誠一君） 低所得者の方々に対する支援であります。

今後、国が示す放課後児童クラブのガイドライン及び運営費にかかわる補助基準等を確認する必要があると考えています。市としては、国が示す制度に基づき事業実施をしたいと考えています。

○9番（東 育代君） 今、新制度に向かって国のほうもきちっと基準づくりをしておりますので、それが示されるのを待ちたいと思っておりますが、やはり低所得者に対しても何とか考えていただきたいなというふうに思っている質問でございます。

平日の放課後と土曜日、長期休暇開所時間についてと、指導員の資格の有無、また常勤の選任指導者の状況と指導員の配置体制について現状をお聞きいたします。

○福祉課長（東 浩二君） お答えいたします。

平日及び長期休暇時等の開設時間は、基準により平日が3時間以上、長期休暇時等が8時間以上の開設となっております。クラブによって時間のずれはありますが、基準を満たして運営が行われているところでございます。

次に、指導員の関係でございますが、串木野中央学童が指導員4人で、平日3人で指導をしており、有資格者はおられません。次に、照島学童が指導員5人で、平日2人で、有資格者は3人となっております。橘学童は指導員4人、平日3人で、有資格者は4人となっております。市来っこは指導員3人、平日3人で、有資格者は1人となっているところでございます。

○9番（東 育代君） 開所時間とそれから指導員の資格と指導員の配置体制なども今、お聞きしたところでございます。

子供の通所時間だけの開設でなくて、平日の午前中、あるいは保護者の相談事業や準備作業のために対応しているところもあるように伺っております。指導員の仕事は多種多様であり、肉体的にも精神的にもかなりハードであります。雇用体制や労働条件は厳しいものがあるようでございます。現状では専任指導員といっても非正規職員であるようです。国の補助単価が非常勤職員の賃金で計算されておりますので、不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いていらっしゃるとう聞きしているところでございます。

人材確保の面からも今後の課題ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○市長（田畑誠一君） 放課後児童クラブは平日の開設時間が3時間程度となっており、指導員を雇用する時間帯が短いことから、子育て支援に理解のあるの方々により指導をいただいております。言われますとおり、人材確保はクラブを運営する上で欠かせ

ない部分であります。今後、新制度に向けたガイドライン及び国の補助基準等の考え方がどのような方向になるか確認をしたいと思っております。たしか同じようなことで、保育園の保母さんたちも非常に処遇が悪くて、国のほうで見直されたという経緯もございます。そういった点で国の方向性に期待をしているところです。

○9番（東 育代君） 本当に変な雇用条件のもとで働いていらっしゃるというのをお聞きしております。また、常勤の専任指導員を置くことで、放課後児童クラブを利用する児童にとっても大変なメリットがあると思います。国の補助金のあり方もですが、市としても考慮していただきたいと思っております。また、あわせて国への要望を強くしていただきたいと思っております。

次にお聞きします。

研修の参加状況等の把握について現状をお聞きします。

○福祉課長（東 浩二君） 研修の参加状況でございますが、今年度県児童クラブ連絡協議会等において研修会が開催されております。3クラブにおきまして計5回の参加となっております。

○9番（東 育代君） 県のほうの研修の機会に参加をされている状況をお聞きしました。

放課後児童クラブの専門の研修を受けたくてもなかなか指導員の数が少ないと残っている人に無理がいくようですし、運営費との関係で有資格者をそろえたくても、雇用条件がよくない現状では人材確保は困難なようです。今度からの新制度によりまして市の責任でとなっておりますので、指導員の研修等についても充実を図っていただきたいと思っております。あわせて指導員の研修が受けやすいような体制づくりを支援していただきたいと思っております。

引き続き質問いたします。

災害時についての安全対策や防災マニュアルについて現状をお聞きします。

○福祉課長（東 浩二君） 災害時の安全対策及び防災マニュアルについてでございますが、放課後児童クラブにマニュアル等の作成義務はございません。

したがいまして、現在のところ各クラブとも作成はされていない状況でございます。

○9番（東 育代君） 放課後児童クラブは防災マニュアル等は義務化されていないということで、お聞きいたしました。東日本大震災発生から間もなく3年を迎えようとしておりますが、この東日本大震災を教訓に複数の災害についての防災対策が必須となってきております。保護者との連携はもとより、地域の協力をいただきながら、子供たちの安全を確保しなければなりません。事業所だけの問題ではなく、市もかかわって施設の状況に応じて支援すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（東 浩二君） 防災マニュアル等の作成は、仰せのとおり大変大事なものであると考えております。今後、放課後児童クラブと同様に児童を預かります保育所等でもマニュアルの作成を行うこととしておりますので、放課後児童クラブにおきましてもマニュアル作成の支援及び助言等を行ってまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） ぜひ早急に策定を整備していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。支援事業となった場合の運営主体について伺います。

新制度によりまして、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられることで、本市でも放課後児童クラブの整備目標などの事業計画を策定しなければならないようです。国の定める基準に基づき条例の整備が進められることになると思います。放課後児童クラブの届け出と認可は市町村になってきますので、運営は市が認可した事業所に委託する形態となるのでしょうか。運営の主体は委託を受けたそれぞれの事業所となるようですが、認可した市には責任が生じてきます。

そこで、市にある既存の4施設の運営形態はどのような状況と認識なさっているのかお伺いいたします。

○福祉課長（東 浩二君） 市内4クラブの運営形態についてであります。保護者会による運営が2クラブ、NPO法人による運営が1クラブ、社会福祉法人による運営が1クラブとなっております。

○9番（東 育代君） 保護者会の運営、それからNPO法人の運営、社会福祉法人の運営ということでお聞きしました。

母体がしっかりしているところもあり、また、弱いところがあります。新制度移行期間であることから、市としても地域の事情を知って既存の施設と連携をとりながら進めるべきではないかとも思っております。放課後児童クラブを必要としている子供たちや保護者の声を聞く上でも、放課後児童クラブに関するアンケート調査、ニーズ調査を実施することを願っていますが、地域の実情、問題点、課題が見えてくるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） アンケート調査についてですが、国が示した調査項目をもとに、市子ども、子育て会議で内容を検討していただき、昨年12月に子育て中の1,200人の方を抽出して、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を行ったところであり、このアンケート調査では、児童に関する支援について校区ごとの要望がわかるように調査を行っており、この調査で計画に必要な支援の必要量などを推計できるのではと考えているところです。

○9番（東 育代君） 御答弁いただきましたが、この子ども・子育て支援に関するニーズ調査の中では、小学生低学年と高学年に対して放課後の過ごし方と日数の調査が1項目あっただけでございました。週何日ぐらいかとか、下校時から何時間ぐらいかとか。この放課後児童クラブの詳細なアンケート調査、もし特化したアンケート調査を実施されますと、放課後児童クラブに対しての問題も見えてくるものと考えます。保護者や子供たちの思いや本市の課題が見えてくるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（東 浩二君） 先ほど市長が述べましたとおり、12月に実施をいたしましたアンケート調査におきまして、支援計画の必要量等は推計できると考えておりますので、現時点では新たなアンケート調査は予定していないところでございます。

○9番（東 育代君） アンケート調査は実施しないということですが、このニーズ調査の中で1項目

しかなかったということで、それで課題が見えてくるのかなという思いがしております。運営主体は市が認可し、委託した事業所となります。認可した事業の運営状況について、放課後の適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ると児童保育の定義にありますように、運営基準を明確にして委託先の事業所と連携を深めて利用者が平等にサービスを受けられるような仕組みづくりを切望しております。また、あわせて小規模校で放課後児童サービスが開設できない地域に対して、市の支援、施策を講じていただきたいと願っているところでございます。

この項は終わります。

次の質問に移ります。療育事業についてです。

まず初めに、昨年11月27日に療育事業への対応のおくれと他市町村との格差を指摘した要望書が療育園父母の会から提出をされました。この要望書は議長宛てと市長宛てとも同じ内容のものであったとお聞きしています。議会としましては、教育民生委員会で薩摩川内市の子ども発達支援事業施設つくし園と日置市の子どもの家すくすく支援せんた一の視察研修をいたしました。その後、要望書を提出された市療育園父母の会のお母さんたちと意見交流の場を設けました。さまざまな意見が出され、本市の施設の整備のおくれを真摯に受けとめざるを得ない状況でございました。

そこで、療育に必要な環境整備について市の現状をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 療育園の現状についてであります。

療育園は障害児及びその家族の方々が地域社会においてよりよい生活ができるように、児童の障害の種類、程度等に応じて日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練を行い、その育成を助長することを目的としております。

市療育園は、昨年4月に栄町に移転をさせていただきました。移転に伴い、必要なトイレの改修や園舎周りのフェンスの設置、内外装の補修に加え、事務所兼相談室として利用するための部屋の確保を図り、冷暖房設備を設置するとともに遊び場の設置等をしてまいりました。療育事業の設置基準は満たし

ておりますが、今後も必要な箇所について順次整備してまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 栄町のほうに移転して設備等、施設整備等の基準はクリアしているという御答弁でございました。

周辺地域の特に隣接市にあります薩摩川内市、また日置市の療育園と本市療育園を比較しますと、格段の差があります。教育民生委員会のメンバーも視察後の感想については同じ思いであったようです。

栄町に移転された市療育園ですが、施設の整備を初め、環境についても置かれた現状の中では精いっぱい整備をしていただいておりますし、指導員の先生方も一生懸命に療育をしていただいていることは承知しております。また、施設整備等の基準はクリアしているというものの、このままでよいのかなと疑問が残ります。

栄町に療育園が移転するときの経緯について少しお聞きいたします。なぜ、急に移転したのか、なぜ、シルバーセンターの一角だったのか、移転が決まったときに利用者への説明は十分だったのかお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 療育園を栄町に移転した経緯についてであります。

移転する前の療育事業は、生福保育所の空いた保育室を利用して行っていました。御存じのとおり近年保育需要が高まり、本市においても保育に欠ける児童が急増している状況にあります。このような中、生福保育所においても定員を大きく超える児童の保育が必要となったため、療育園を移転する必要が生じてきました。移転先を検討した結果、建屋の規模及び地理的な条件などを勘案して、栄町の旧船舶講習所跡を活用することとしました。

また、移転に当たっては保護者に対する説明会を開催し、移転理由及び移転場所、指導を行う保育士の継続等について説明を行い、一定の理解をいただいたと考えております。

○9番（東 育代君） 保育園児の待機を出さないためと、またシルバーセンターは市の所有の建物であったということ、また、保護者会には十分な説明がされたという答弁でございました。

とりあえず市の土地、市の建物がそこにあったから現在地となったと受けとめてよろしいのでしょうか。適切な療育を受けることは、その子の一生にかかわるとても大切なことであると思っておりますが、療育を必要とする子供たちの待機も同時に解消するとの思いも考慮して今回の移転を決められたのか、療育事業の位置づけが気になります。いかがでしょうか。

○福祉課長（東 浩二君） 今回の移転につきましては、先ほど市長が述べた理由等によるものでございます。

療育を必要とする児童の数というのはいろいろな統計の中で数字等がありますが、本市においては80人を超えるぐらいということになっているかと思えます。そこで、本市の療育事業を行っている療育園でございますが、そこでの定員が1日10名で、週2回利用すれば30人までは利用できると。その30人については確保するというのを踏まえて移転をしたところでございます。

○9番（東 育代君） 保育園の待機を出さないというのは本当に大切なことだと思っているんですが、療育を必要とする子供たちも80人ぐらいはいるんだよという中で、ああ、今のところだったのかなという思いがして、父母の会から要望書が出されたと思っております。

次の質問に入りますが、療育園父母の会から提出された要望書の対応について伺います。市のほうにも出されたとお聞きしておりますので、6項目要望事項が書いてございました。一つには、療育の拠点施設としての建屋の新設。二つ目が子供たちに適したトイレ、手洗い場の設備の充実。三つ目が療育に必要な遊具の設置、外での活動の充実。現在は散歩程度しかできないと。4番目に砂場の日よけ及び安全対策。これには駐車場の周りのフェンスの取り付け。それから五つ目に、子供たちが転倒しても安全な床材への変更。六つ目が送迎時の安全確保。以上要望事項が6項目ありましたが、この要望書に対して市のほうはどのように認識をされたの、かお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 療育園父母の会から提出さ

れた要望書に対する対応についてであります。

療育園父母の会と担当課で話し合いを持たせていただいております。その話し合いの中で、建屋の新築については、新たに療育事業を計画している法人もあることから、現時点では新設の計画は難しいことを説明するとともに、要望事項については、今後財政状況も踏まえながら検討していく旨の説明をしたところであります。先ほど述べましたとおり、市療育園の整備につきましては順次行っているところであり、今後も整備をしまいたいと考えております。

○議長（下迫田良信君） このまま会議を続行いたしますので、御了承いただきたいと思っております。

○9番（東 育代君） 建屋の新設はどうにもならないと思っております。ただ、トイレについて、トイレは男女兼用でございます。なおかつ別棟にあります。入り口のほうに男性用があって、そして奥のほうにずっとこうトイレがあるんですが、幼児がトイレを使用したいときには指導員が付き添っていかなければならないんですが、先に男性が使用していた場合には入りにくいんですね。幼児はトイレを必要とするときには待たないんです。たかがトイレ、されどトイレです。このトイレにこだわって言いますが、このままでよいと思われませんか、いかがでしょうか。

○福祉課長（東 浩二君） トイレの改修についてでございます。

昨年移転した際に幼児用の便器を設置し、療育が行われる整備を図ったところでございます。ただいま述べられた件につきましては、少々不便はあるかと思っておりますが、新たなトイレの設置となりますと敷地内の建物等や敷地の利用状況などの関係もございまして。現状としては難しい状況がございまして、御理解いただきたいと考えております。

○9番（東 育代君） 現状では難しいということで、本当に幼児の便器も設置はしてあるんです。こだわって何回も聞きますけれど、現地を見られて、このままでよいと思われるのかなという思いがしております。このままの状況で当面は我慢をしてくださいということになるのでしょうか。

○福祉課長（東 浩二君） 先ほども述べましたけれども、少々不具合といいますか、不自由はあるかなというふうに思います。ただ、先ほども述べておりますが、新たなトイレの設置となりますと、建屋の裏ということが想定されるところでございます。シルバー人材センターの物置、あるいはまたその活動をする中での機材の積み込みというようなことで支障が生じてこようかと思っております。このようなことから難しい状況にございまして、御理解いただきたいというふうに思っております。

○9番（東 育代君） 御理解いただきたいということで、理解はできないんですけども、御理解いただきたいという答弁でございまして。これ以上何回聞いても同じ答えだと思っておりますが、さまざまな課題を抱えて、でも一生懸命に子育てを頑張っている保護者の方々です。1月31日には、市内の保育園関係、幼児教育にかかわる方や、養護学校の先生など多くの方が参加されて市療育園父母の会と語る会が開催されました。私も参加いたしました。市は、健常児よりも手厚く環境整備をすべきではないか、市は障害児に対して冷たい、市の療育に対する姿勢が見えないなどと、かなり厳しい意見を指摘されました。これは、参加されていた市内の保育園関係者の中から発言がございました。

なぜ栄町のほうに市療育園が移転してからこのような要望書が出てきたのか、その背景にあるものを市は真摯に受けとめるべきです。保育園の待機園児を出さないように取り組むことは市としては当然であります。とても大切なことであると思っております。しかし、療育を必要とする幼児の待機がいることについてどうなんでしょう。療育園には入れない、支援を受けられないのが現状です。栄町に移転して受け入れ体制がよい方向にあれば、今回のような要望書は出されなかったと思っております。

子供の誕生を祝い、「はえば立て、立てば歩めの親心」で、一つ一つ子供の成長を願って、一喜一憂の子育てであります。そこに他の子供と少し違っている我が子の姿を認めざるを得ない親の心情を思うと、胸が痛くなります。

市長に再度お聞きしますが、今回の市療育園父母

の会から出された要望書についてどのように認識をなさっていらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 療育を受けておられる児童の保護者の方々の御苦労と悩みというのは大変であられると思っております。また、行政、政治の原点というのは、やはり恵まれない方と申しますか、に手を差し伸べるとというのが基本だということももちろん思っております。我が子の成長を願う親心には本当にはかり知れないものがあると思っております。特に、療育等を受けられる児童をお持ちの方々は、それはそれは並々ならぬ御苦労があられると察します。

このような中で、市療育園の環境整備についての要望を出されたところではありますが、市といたしましても、療育は大事な事業であると認識をしております。しがたいまして、これまで移転に当たって、先ほどから申し上げましたとおり、トイレの改修とか園舎の周りのフェンスの設置とか、内外装の補修、事務室長兼相談室を利用するための部屋の確保、また冷暖房の設備、そして遊び場の設置等もしてまいりました。市といたしましても、療育は大事な事業であると認識をしておりますので、今後も砂場の日よけや手洗い場の設備の充実など、必要な箇所について順次整備をし、よりよい療育に努めてまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 本当に現状の中で精いっぱいいただいているということは重々承知しているところでございます。願わくばトイレということで、声をおつなぎしたいと思えます。

次の質問に移ります。

今後の療育事業について市の考え方をお聞きします。

本年4月からの障害児放課後等デイサービスと児童発達支援事業の開設に向けて準備が進められている民間事業所があるとお聞きしておりますが、市療育園は今後どうなるのか気になるところでございます。今後の療育事業について市の考え方をお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 今後の療育事業についての考え方であります。

療育を必要とする児童は、いろいろな見方があるようですけれども、児童の6から8%と言われております。本市においても相当数おられると考えています。

現在、市療育園は1日定員10人の週2回利用で30人の療育を行えるところであり、4月時点で療育園を利用する児童の数は29人と見込んでいます。さらに4月からは新たに1医療法人で1日定員10人の療育事業が開始されますので、2施設を合わせますと週2回利用の場合で60人の利用が可能となりますので、現時点で療育の量としてはある程度充足してきたと考えております。

なお、今後法人等により新たな療育事業が開始され、充足されるまでの間は、市において療育事業を行う必要があると考えております。

○9番（東 育代君） 4月からの開設に向けて、もう募集も始まっているようでございます。しかし、6から8%、先ほどの80人程度ということであれば、市の療育園は当分は存続していくのであろうと思っております。

発達障害児に対しては、早期発見と早期の支援が重要であると言われております。必要とする乳幼児の絶対数が把握できない中で、市療育園はなくならないと思っております。だからこそ、現在の市療育園の施設整備について、利用者が気持ちよく使えるような環境整備を願ってやみません。

保育園の待機園児を出さないこともとても大切なことであると承知しております。しかし、現状では保育園の待機園児を出さないため弱い立場の人たちに我慢をさせているという現状、現在のシルバーセンターの一角になったと捉えられても仕方ありません。市療育園の利用者は、現在の施設でこのような状況の中で、いつまで待てばいいのでしょうか。市長も現地を見られたとお聞きしておりますが、この施設について利用者の方の目線での整備が遂行されたと思われませんか。再度お聞きします。

○市長（田畑誠一君） 先ほども述べましたが、今後、法人等によって新たな療育事業が開始され、充足されるまでは、市においてやはり療育事業を行う必要があると考えております。私も現場を見させて

もらいました。先ほどから申し上げられましたとおり、トイレとか、事務室の部屋を確保するとか、冷暖房を設置するとか、砂場を設置するとかいうことだけはさせていただいて、一通りの基準を満たしている状況ですけれども、現場を見まして、発達障害の子供さんたちに、やはりあの広場のフェンスとか、ああいったこともやっぱり必要だなということを痛感いたしました。

とにかく、少しでも気持ちよく療育を子供たちが受けられるように、そしてまた、保護者の方々に少しでも安心していただくような、そんな療育園の施設整備について順次整備をしていく必要があるというふうに思った次第です。

○9番（東 育代君） 市長も現地を視察されて、いろいろな思いをして、できるだけ現状の中で整備をしていただくという答弁をいただきました。

市療育園の父母の会から今回出された要望書に対して、やはり市は真摯に受けとめるべきではないかと思っております。子供の成長を願う親の思いは皆同じです。ましてや療育を必要とする子供を持つ親の思いはいかなものかとお察しするところでございます。きちんとした療育を受けて、ほかの子供たちと少しでもコミュニケーションが持てるようになってほしい、集団生活ができるようになってほしい、社会の中で何とか生きていけるように成長してほしいと、健常児を育てるよりも重い荷を背負っての子育てを奮闘しなければならない親の精神的な苦痛、胸の痛みを少しでも御理解いただきたいと願っております。

市長は常日ごろ、子供は未来の宝と述べていらっしゃいます。弱い立場の人は我慢しなければならないようなまちづくりではなくて、弱い立場の人でも元気が出るようなまちづくりとなるように願っているところでございます。

再度、この利用者の目線の整備について市長の見解をお聞きして、今回の一般質問の全てを終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 療育を受ける子供たちが少しでも喜んで学べるような、そういう施設をつくることが大事でありますし、さっき申し上げましたと

おり保護者の方々に安心して安全に、そして喜んでもらえるような、あしたが見えるような、そういう療育園の施設に整えるべきだと思っております。

療育園の皆様方の要望に対してできるだけお応えできるように、必要なところから順次行ってきたいというふうに考えております。

○議長（下迫田良信君） 以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これで散会いたします。

散会 午後3時16分